

～ とよの いきいき ほほえみ プラン ～

第4期 豊能町障害者計画

第5期 豊能町障害福祉計画

第1期 豊能町障害児福祉計画

平成30年3月

豊 能 町

はじめに

本町では、平成24年3月に策定した「第3期豊能町障害者計画及び障害福祉計画」及び平成27年3月に策定した「第4期障害福祉計画」により、障害福祉施策を推進してまいりました。

しかしながら、児童福祉法の一部改正に伴い、国から示された基本指針に「障害児通所支援等の提供体制の確保及び実施」等が定められたため、新たにその指針に即した「障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」（障害児福祉計画）を策定する必要が生じました。

そのため、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に整理し「第4期豊能町障害者計画、第5期豊能町障害福祉計画及び第1期豊能町障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画を真摯に推進することで、このまちで誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らせる共生社会の実現に向けて取り組んで参ります。そのためには、障害者福祉にかかわる事業者や行政だけでなく、広く住民の皆様との協働、連携が欠かせないものと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました豊能町障害者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた住民、関係団体、事業所の皆様に対しまして心からお礼申し上げます。

平成30年3月

豊能町長 池田 勇 夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	6
第4節 計画策定の体制	6
第2章 豊能町の現状	8
第1節 人口構成	8
第2節 障害のある人の状況	9
第3章 障害者計画の概要	12
第1節 基本理念と方向性	12
第2節 基本目標	13
第3節 施策体系	14
第4章 障害者計画の施策の方向性	18
第1節 療育・教育の充実	18
第2節 雇用促進と就労支援	27
第3節 保健・医療の充実	31
第4節 生活支援の充実	34
第5節 理解と交流の促進	53
第6節 スポーツ・文化活動の振興	61
第7節 障害者にやさしいまちづくりの推進	64
第5章 障害福祉サービス等の状況	72
第1節 障害福祉サービスの状況	72
第2節 地域生活支援事業の状況	75
第3節 障害児支援サービスの状況	79
第6章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策（障害福祉計画）	80
第1節 第5期障害福祉計画の概要	80
第2節 成果目標の設定	81
第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込量）の設定と確保のための方策	88
第4節 地域生活支援事業の充実	94
第7章 障害児支援サービスの見込量と確保のための方策（障害児福祉計画）	99
第1節 第1期障害児福祉計画の概要	99
第2節 成果目標の設定	100
第3節 障害児支援サービスの見込量の設定と確保のための方策	103
第4節 子ども・子育て支援事業の見込量とその提供体制	105
第5節 子ども・子育て支援事業計画との連携	108
第8章 施策の推進体制	109
第9章 資料集	110

本計画では、便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替えることとします。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景及び目的

1. 国の動向

平成18年、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が国際連合の総会で採択されました。

日本は、平成19年に障害者権利条約に署名し、条約の締結に向けて国内法の整備などを進めてきました。

平成23年には、障害者の施策の基本となる事項を定めた「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」が改正され、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共に生きる社会（共生社会）を実現することなどを目的に、すべての障害者の社会参加の確保や、障害を理由とした差別の禁止などが盛り込まれました。

平成24年には、身体、知的、精神の3障害のサービスの一元化などを定めた障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（以下「障害者総合支援法」という。）として制定され、共生社会の実現に向けて社会的障壁を除去することが理念として掲げられたことや、制度の狭間となっていた難病等が障害者・障害児の対象に加わりました。

平成25年には、障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を行うことなどを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成28年から施行されました。

同じく平成25年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、雇用の分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務などが定められました。

これらの法律の制定などを受け、日本は平成26年に障害者権利条約を締結しました。

また、障害者総合支援法は、法律の施行から3年後を目途に、障害福祉サービスの在り方などに検討を踏まえた見直しを行うとされていたことから平成28年に改正され、生活や就労に関する新たなサービスの創設などが盛り込まれました。同時に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」が改正され、障害児に対する支援の拡充や障害児福祉計画を策定することなどが定められました。

2. 豊能町の動向

豊能町では、平成 12 年 3 月に「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき障害者にやさしいまちづくりを進めるために「豊能町障害者計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化に対応しながら「第 2 期障害者計画」（平成 19 年度～平成 23 年度）、「第 3 期障害者計画」（平成 24 年度～平成 29 年度）を策定するとともに、障害者自立支援法や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施計画として「障害福祉計画」（第 1 期：平成 18 年度～平成 20 年度、第 2 期：平成 21 年度～平成 23 年度、第 3 期：平成 24 年度～平成 26 年度、第 4 期：平成 27 年度～平成 29 年度）を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進しています。

各分野における施策の進捗状況

① 療育・教育の充実

療育については、「かがやき相談」において予防を含めた作業療法士・言語聴覚士による専門相談を実施しています。また、理学療法士を就学前保育機関や小中学校に派遣し機能訓練を行っています。

教育については、学校・幼稚園・保育所へ支援員を配置するとともに、言語聴覚士、作業療法士、発達心理士などが学校等を巡回し教員や保護者に指導・助言・相談を行っています。特別支援教育の実施にあたっては、「どの子もわかる授業づくり」を目指すとともに、教職員に対して特別支援教育の研修を開催するなど支援力の向上を図っています。

② 雇用促進と就労支援

福祉的就労については、平成 26 年に町内に就労継続支援 B 型事業所が新たに 1 か所開設し、身近な地域における福祉的就労施設が増加しました。

雇用促進については、豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、障害者を雇用するとともに、就労支援として障害者雇用相談を年間 9 回実施しています。

③ 保健・医療の充実

作業療法士・言語聴覚士による専門相談を実施したり、医師・管理栄養士・歯科衛生士・保健師・言語聴覚士・心理士が連携し乳幼児の身体面・精神面の維持・増進を図ったりしています。

機能訓練については、「かがやき相談」として実施するとともに、必要に応じて訪問による相談を行っています。

身体障害者・児及び知的障害者・児に対する医療費の一部助成は継続して実施しています。

④ 生活支援の充実

相談体制の充実に向けて、役場での相談や地域の身近な相談相手として民生委員児童委員による相談を実施しています。福祉課に精神保健福祉士を週 3 日配置しています。

障害福祉サービスの提供体制の整備や関係機関との連携強化等を図ることを目的に、平成 24 年度に地域自立支援協議会を能勢町と共同設置し、情報共有と課題解決に向けた協議を行っています。また、障害福祉サービスについては、関係機関と連携を図り、サービスの提供を行っています。

グループホームについては、町内に施設がないことから、平成 27 年 4 月からグループホーム開設に対する補助金制度を開始しました。

権利擁護については、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進に向けて周知を図っています。障害者虐待防止に向けては、福祉課に障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待の通報の受理、相談等を行っています。

⑤ 理解と交流の促進

広報・啓発活動については、町ホームページや広報紙等での情報提供とともに、町立たんぽぽの家で制作している物品を各種イベントなどの機会に配布するなど対面での啓発活動を行っています。

福祉ボランティアの育成については、手話、点訳、筆記通訳、朗読の講習会を実施しています。

福祉教育の推進については、共生の意識の向上に向けて、保育所、幼稚園、小中学校と入所施設との交流を行っています。地域との交流に関しては、自治会主催の夏祭りやとよのまつり等に障害の有無に関わらず誰もが気軽に参加することができます。

⑥ スポーツ・文化活動の振興

スポーツ、文化活動の充実に向けては、スポーツセンターシートスにおいて、障害児を対象とした水泳教室等を実施しています。参加人数は増加傾向で、事業は順調に進んでいます。スポーツ大会については、大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者の支援を行っています。

スポーツ文化活動支援体制の充実に向けては、ユーベルホールで公演される主な自主事業において、障害者と介護者に対してチケット代金の 500 円割引を行い、公演への参加を促進しています。スポーツセンターシートスでは障害者の利用料金の半額免除を継続して実施しています。

⑦ 障害者にやさしいまちづくりの推進

移動環境に関しては、福祉有償運送資格団体が増加しています。移送範囲の拡大や利用回数の増大など利便性の向上が図られると考えられることから、町が実施する移動支援の民間への移行について検討を行っています。

バス運行事業については、豊能町リレー便（能勢電鉄ときわ台駅と箕面森町地区センター、照葉の里箕面病院を結ぶ路線バス）と、豊能町東地区デマンドタクシー（東地区と余野を結び、余野で阪急バス東能勢線等と接続）を運行しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、本町における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。

また本計画は、「第4次豊能町総合計画」に即したものとするほか、本町の関連計画である「第3次豊能町地域福祉計画・第3次豊能町地域福祉活動計画」、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」、「豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の各種計画との整合性を図るとともに、国の障害者基本計画や基本指針及び大阪府の障害者計画等を踏まえて策定しています。

(1) 第4期 豊能町障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定します。

障害者基本計画は、本町における状況等を踏まえた、障害のある人、障害のある子どものための施策に関する基本的な計画となります。

障害のある人、障害のある子どもに対する保健・医療・福祉施策を中心に、啓発広報、教育、雇用就労、福祉のまちづくり等の関連施策を示しています。

(2) 第5期 豊能町障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画となります。

障害福祉サービスの数値目標を中心に、その数値確保のための方策等を示しています。

(3) 第1期 豊能町障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として策定します。

障害児福祉計画は、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画となります。

障害児支援サービスの数値目標を中心に、その数値確保のための方策等を示しています。

■ 障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

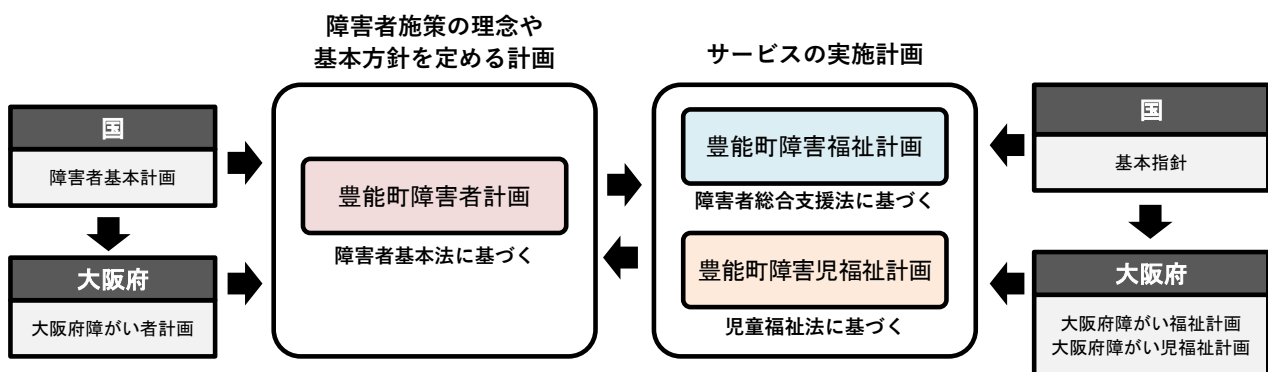
■ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

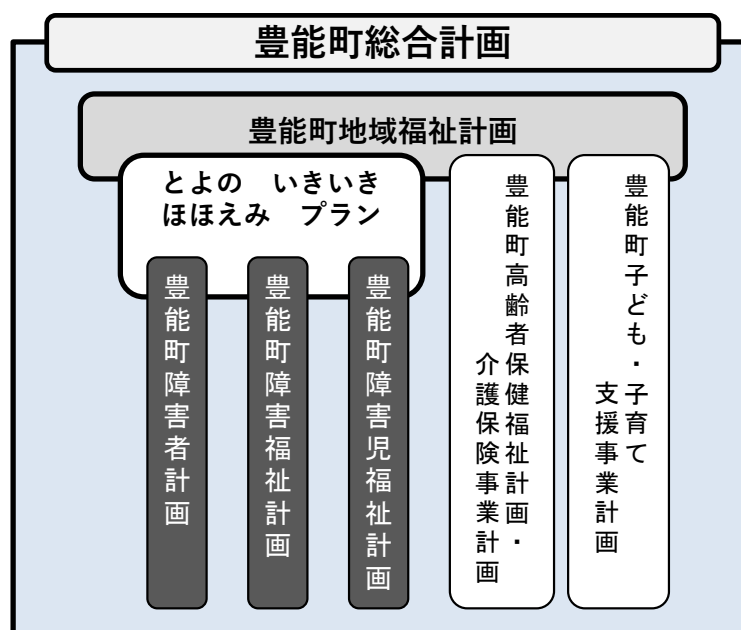
■ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 国、大阪府との関係



■ 豊能町における他計画との関係



第3節 計画の期間

第4期豊能町障害者計画の計画期間は平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とし、第5期豊能町障害福祉計画及び第1期豊能町障害児福祉計画の計画期間は平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

各計画は、今後、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等に大幅な変更が生じた場合、適宜見直すこととします。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者計画	第2期					第3期					第4期						
障害福祉計画	第1期	第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画											第1期			第2期			

第4節 計画策定の体制

1. 委員会の設置

計画策定にあたっては、学識経験者、福祉・医療関係者、障害者団体の代表者、一般公募委員及び行政関係職員からなる「豊能町障害者計画等策定委員会」を設置し、計画内容等について検討しました。

2. 計画策定に関するアンケート調査等の実施

計画策定にあたっては、障害のある人や障害のある子ども、障害福祉サービス事業所、障害者団体の実情や要望などを把握するために、アンケート調査等を行いました。

（1）当事者アンケート

① 調査対象

平成29年2月28日時点で町内に在住し、以下に該当する992人

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方
- ・障害福祉サービスを利用している方
- ・障害児通所サービスを利用している方

② 調査時期

平成29年3月1日（水）～平成29年3月24日（金）

③ 調査方法

郵送配布、郵送回収

④ 回収状況

配布数	回収数	白票	有効回収数	有効回答率
992	559	1	558	56.3%

(2) 団体・事業者アンケート及び懇談（ヒアリング）

① 調査対象

町内及び近隣市町の障害福祉サービス事業所 30 件
町内の障害者団体 3 団体
(10 事業所及び 2 団体については、ヒアリングを実施)

② 調査時期

平成 29 年 7 月 6 日（木）～平成 29 年 7 月 21 日（金）

③ 調査方法

郵送配布、直接回収

④ 回収状況

配布数	回収数	白票	有効回収数	有効回答率
33	21	0	21	63.6%

(3) パブリックコメントの実施

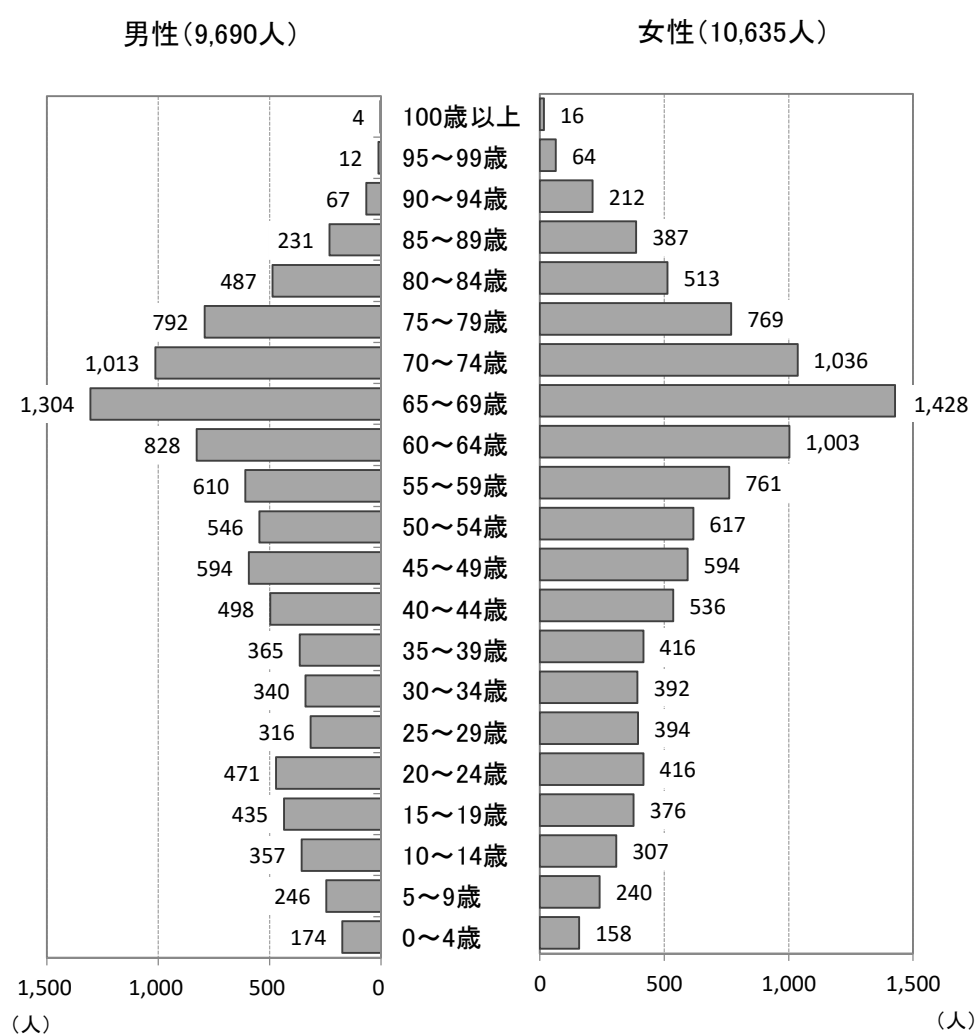
計画書案について広く意見を募集するため、平成 30 年 1 月 15 日（月）から 2 月 13 日（火）までの 30 日間、計画書案をホームページに掲載するとともに、本庁（1 階行政情報コーナー）、吉川支所、図書館、中央公民館図書室で閲覧ができるようにしました。

第2章 豊能町の現状

第1節 人口構成

1. 人口

平成28年度末の人口は20,325人で、そのうち8,335人が65歳以上の高齢者となっており、高齢化率は41.0%と4割を超えています。一方、0～14歳の年少人口は1,482人（7.3%）にとどまっています。



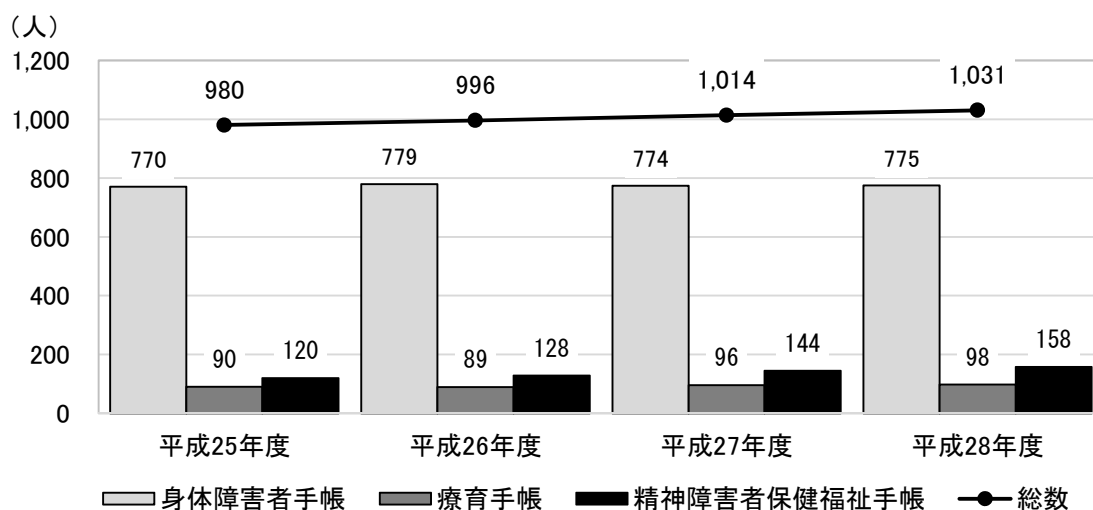
資料：住民基本台帳（平成28年度末≪平成29年3月31日≫時点）

第2節 障害のある人の状況

1. 各種障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は微増の推移となっています。平成28年度では、身体障害者手帳所持者が775人、療育手帳所持者が98人、精神障害者保健福祉手帳所持者が158人となっています。

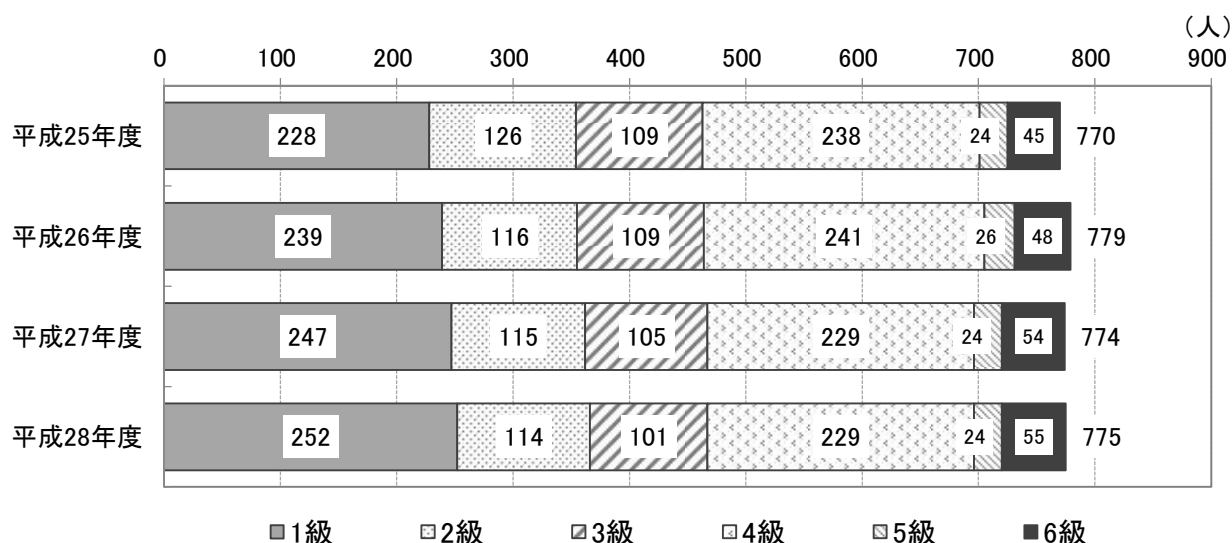
障害者手帳の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。



資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例（各年度末時点）

2. 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者の等級別推移をみると、主に1級が増加しています。なお等級は、数字が小さいほど重度となります。

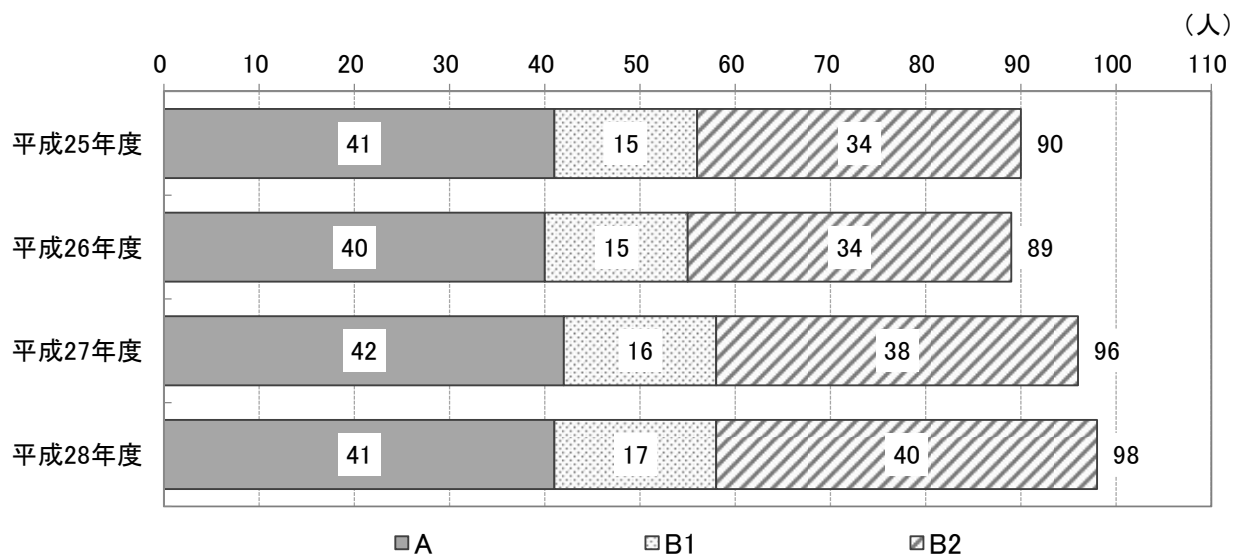


資料：福祉行政報告例（各年度末時点）

3. 療育手帳所持者数の等級別推移

療育手帳所持者の等級別推移をみると、主にB 2（軽度）が増加しています。なお、Aは重度、B 1は中度となります。

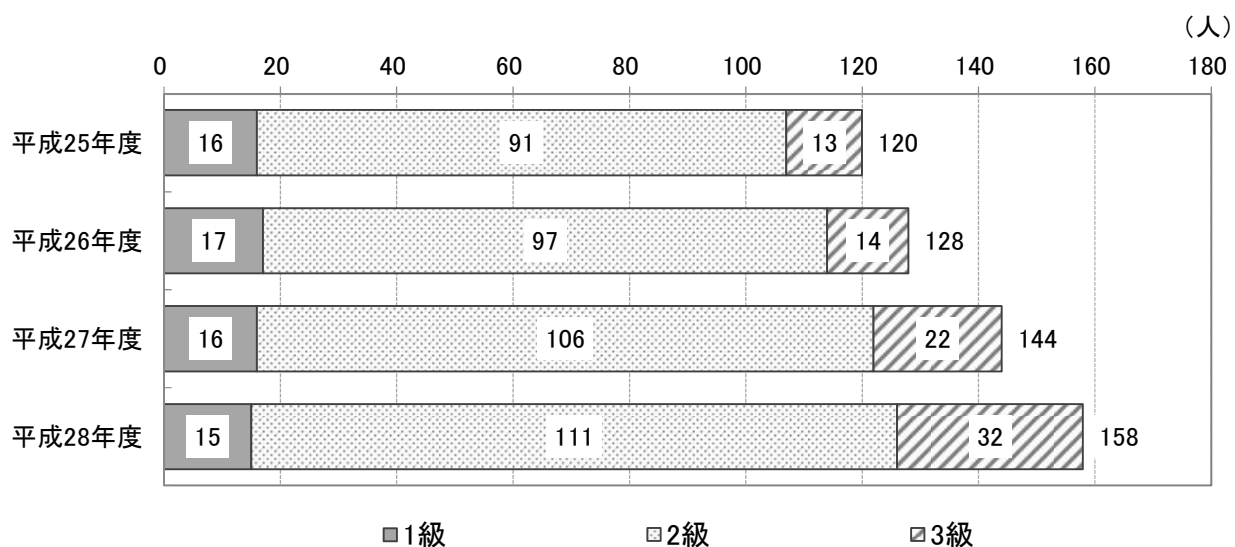
平成 28 年度の療育手帳所持者の年齢別内訳は、18 歳未満が 27 人（27.6%）、18 歳以上が 71 人（72.4%）となっています。



資料：福祉行政報告例（各年度末時点）

4. 精神障害者保健福祉手帳の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移をみると、2 級と 3 級が増加しています。なお等級は、数字が小さいほど重度となります。



資料：衛生行政報告例（各年度末時点）

5. 特定医療（指定難病）医療受給者数

特定医療（指定難病）医療受給者は、平成 25 年から平成 27 年は 170 人あまりとおおむね一定でしたが、対象疾患の範囲が拡大したため平成 28 年は 233 人と大きく増加しています。

(人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
特定疾患医療受給者数	173 人	178 人	177 人	233 人

各年度末時点

6. 障害支援区分の認定者数

障害支援区分認定者は、70 人前後で推移しています。

区分別にみると、平成 28 年度末では、「区分 4」が最も多く 19 人、次いで「区分 6」が 18 人、「区分 5」が 12 人となっています。

障害支援区分は、数字が大きいほど、必要とされる支援の度合いが高くなります。

(人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
区分 1	2	2	0	0
区分 2	8	11	12	10
区分 3	21	16	14	11
区分 4	14	15	18	19
区分 5	10	15	10	12
区分 6	10	15	19	18
総数	65	74	73	70

各年度末時点

第3章 障害者計画の概要

第1節 基本理念と方向性

本計画は、第3期豊能町障害者計画の計画名及び基本目標等を継承し、次の3点を基本理念として、引き続き施策の推進を図ります。

計画名

とよの いきいき ほほえみ プラン

—このまちで誰もが生きがいをもって、笑顔で暮らせることを願って—

基本理念

- 生涯におけるすべての段階において障害のある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をもとに、人間尊重の視点に立った施策の推進により、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができる共生社会の構築を目指します。
- 障害者福祉の制度が大きく転換していく中、障害のある人の潜在的ニーズを常に把握しながら、障害のある人が地域の中で、地域の人々とともに自立した日常生活を送り、障害のある人自身がその能力を十分発揮できるよう、支援体制の充実を図ります。
- 障害による日常生活や社会参加の困難さを、障害のある人自身の問題としてとらえるのではなく、学校や職場、地域社会など環境との関係から生じるものととらえ、個々の障害のある人の困難さを解消する多様な支援を目指します。

※リハビリテーション

医学的技術等を用いて身体の機能回復を行うというような狭い意味ではなく、すべてにおいて人権尊重の視点に立ち、障害者の「自立と社会参加」を促進するという考え。

※ノーマライゼーション

地域において、一般に障害のあるなしに関わらず、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという考え。

第2節 基本目標

基本目標 1

自立に向けた体制づくり

障害のある人が、個々の状況に応じた支援を通し、住み慣れた地域社会で地域の一員としてあらゆる活動に参加・参画することができるよう取り組みます。

障害児に対し、その能力を最大限に発揮できるよう、一人ひとりの障害の状況に応じた療育・教育の充実を進めるとともに、保護者への支援体制の整備、就学から卒業後の地域生活にいたる相談・支援等の充実に努めます。

また、障害者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本となります。障害のある人の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、可能な限り就労し、障害のある人が自己の能力を活用できるよう雇用・就労機会の充実に図ります。

療育・教育から、就労にいたるまで障害のある人の社会的自立の促進につながる総合的な取り組みを推進します。

基本目標 2

地域生活を支える体制づくり

障害のある人やその介護者のニーズは、障害の種別・程度、年齢の違い等により、それぞれ異なり多様化しています。障害の早期発見・早期対応への取り組み、保健・医療の充実等の生活支援の充実に努めます。

さらに、一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実に図り、それらのサービス等を障害のある人が自らの意志で選択できる体制を整備します。

基本目標 3

安全で快適なまちづくり

障害のある人にとって住みよいまちをつくることは、すべての町民にとって住みよいまちをつくっていくことに他ならないという基本認識のもと、建築物や道路等における物理的な障壁（バリア）の除去を推進します。また、いざという時の安全を確保するため、防災・防犯対策の充実を進めます。

また、障害の有無に関わらず、主体的に社会参加ができるよう一人ひとりの適正に応じた社会参加機会の拡大を図るとともに、ボランティア活動等を促進し、心のバリアフリーを進めます。

さらに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の機会の提供に努めます。

第3節 施策体系

分野 1. 療育・教育の充実

項目	施策		施策詳細
1. 療育・相談体制等の充実	①療育・相談体制の充実	001	生活機能相談
		002	人材の確保
		003	健康相談
		004	児童相談
		005	障害児通所支援
		006	児童発達支援センターの設置
	②医療的ニーズへの対応	007	医療的ケア児支援のための協議の場の設置
	③教育相談体制の充実	008	教育相談
2. 学校教育の充実	①教育環境の整備・充実	009	学校・幼稚園・保育所への支援員の配置
		010	巡回相談
		011	機能訓練
		012	特別支援教育への対応
		013	教員研修
	②社会参加・自立促進への支援	014	社会参加・自立促進への支援
3. 生涯学習の推進	①学習の機会・場の充実	015	対面朗読サービス
		016	図書館だよりの音訳サービス
	②社会見学の機会・場の充実	017	社会見学の機会や場の検討

※網掛けは新規項目

2. 雇用促進と就労支援

項目	施策		施策詳細
1. 福祉的就労の支援	①福祉的就労施設の利用拡大	018	福祉的就労施設の利用拡大
	②就労機会や場の確保の支援	019	就労機会や場の確保の支援
2. 雇用の促進と安定	①障害者雇用に関する啓発活動の促進	020	障害者雇用啓発事業
	②庁内の障害者雇用の推進	021	庁内における障害者雇用の推進
		022	障害特性に応じた仕事の確保
	③職業的自立支援のための関係機関との連携強化	023	職業的自立支援のための関係機関との連携強化

3. 保健・医療の充実

項目	施策		施策詳細
1. 保健サービスの充実	①障害の早期発見及び二次障害の予防	024	在宅障害者健康管理事業の実施
	②乳幼児健康診査の実施	025	4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査
2. 機能訓練・医療体制づくりの推進	①機能訓練体制の推進	026	機能訓練
	②医療費助成制度	027	医療費の助成

4. 生活支援の充実

項目	施策		施策詳細
1. 総合的な相談体制の充実	①各種相談窓口の充実	028	役場での各種相談
		029	民生委員児童委員による相談
		030	3 障害に対応した相談体制の充実
		031	人権相談等
		032	「悩み事出前相談」事業の実施
		033	各種相談の広報
		004	児童相談（再掲）
		034	地域自立支援協議会の開催
		035	高次脳機能障害者支援の促進
2. 障害福祉サービスの充実	①自立支援給付の推進	036	障害福祉サービスの推進
		037	自立支援医療費の支給
		038	補装具費の支給
	②地域生活支援事業の推進	039	身体障害者自動車改造費助成事業
		040	障害者自動車運転免許取得助成事業
		041	重度障害者への移動支援
		042	身体障害者手帳診断料助成事業
		043	日常生活用具の給付・貸与
		044	難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等
		045	成年後見制度の推進
	③障害者施設の支援	046	障害者施設の運営支援
	④福祉機器の貸出の充実	047	車いすの貸出
	⑤介護保険制度等との調整	048	介護保険制度等との調整
3. 生活安定施策の充実	①関連制度の充実	049	豊能町重度障害者特例支援事業
		050	重度障害者・児住宅改造助成事業
		051	自転車駐車場の使用料の減免
		052	障害者差別解消の推進
		053	権利擁護（日常生活自立支援事業等）の推進
		054	障害者虐待防止の取り組み
		055	東西乗継移動に係る運賃負担の軽減への取り組み
		056	移動手段確保の創設
		057	軽自動車税の減免
		058	生活福祉資金の貸付
	②高齢化・重度化等への対応	059	地域生活支援拠点等の整備
	③介助家族の支援	060	サービス等の利用促進
		061	介助家族の情報交換の場の確保
	④要保護児童対策地域協議会の実施	062	要保護児童対策地域協議会の運営

4. 精神障害者と難病患者対策の推進	①精神障害者保健福祉手帳所持者等に対する支援体制づくりの推進	063	精神障害者保健福祉手帳制度の周知と福祉サービスの充実
	②生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携	064	生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携
		044	難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等（再掲）
	③相談体制の充実	065	精神障害者の相談対応
	④精神障害者家族の支援	066	精神障害者家族の支援
	⑤精神障害者が安心して暮らせる地域づくり	067	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

※網掛けは新規項目

5. 理解と交流の促進

項目	施策		施策詳細
1. 広報・啓発活動の推進	①障害者施策に関する広報活動の推進	068	障害者施策に関する広報活動
	②町、関係団体による啓発活動の推進	069	町の広報活動等による啓発
		070	職員の研修への積極的な参加促進
	③「障害者週間」等の啓発活動の推進	071	各種団体との共同による啓発
2. ボランティア活動の推進	①福祉ボランティアの育成	072	手話講習会
		073	点訳講習会
		074	筆記通訳（要約筆記）講習会
		075	朗読講習会
		076	多様なボランティア活動の推進
	②ボランティア活動への支援	077	各種のボランティア活動や地域活動への支援
3. 福祉教育の推進	①交流教育の推進	078	福祉教育の推進
		079	人権行政推進計画の推進
	②ふれあい・交流の場づくりの充実	080	地域活動への障害者の参加促進
		081	近隣住民とのふれあいの促進

6. スポーツ・文化活動の振興

項目	施策		施策詳細
1. スポーツ・文化活動の活性化	①スポーツ、文化活動の充実	082	シートスにおける水泳教室等の実施
		083	「大阪府障がい者スポーツ大会」参加者への支援
		084	障害者スポーツ・文化活動の推進
	②スポーツ、文化活動支援体制の充実	085	町自主事業（公演）チケット割引制度
		086	重度障害者の受け入れ対応の充実
		087	シートス利用料金半額免除の実施

7. 障害者にやさしいまちづくりの推進

項目	施策		施策詳細
1. 生活環境の整備	①公共建築物の整備	088	公共施設のバリアフリー化の推進
	②民間建築物の整備	089	民間建築物の整備
	③道路の整備	090	歩道段差等改良工事
	④障害者当事者等の意見を聞く場の確保	091	障害者当事者等の意見を聞く場の確保
2. 移動環境の整備	①歩行空間の整備	090	歩道段差等改良工事（再掲）
	②公共交通機関の整備	092	重度障害者への移動支援
		093	民間公共交通機関を活用した公共交通体系の構築
3. 防災・防犯対策の推進	①障害者に配慮した防災対策の推進	094	地域の防災対策の確立
	②災害発生時における対策の強化	095	障害者の参加する避難訓練
	③防犯対策の強化	096	防犯対策の強化

第4章 障害者計画の施策の方向性

第1節 療育・教育の充実

障害のある子どもが、適切な支援を受けながらその子らしく成長していくためには、子どもの成長や障害の特性に応じた専門的な支援や相談を、身近な地域で受けられるようにすることが重要です。また、家庭を中心に、療育機関、教育関係機関、医療機関、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などが連携して、子どもの将来を見すえながら、成人期まで切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

加えて、障害の有無に関わらず、人生を豊かにしたり、将来の可能性を広げたりするために、障害のある子どもが学校教育だけではなく地域の中で学べる環境を整えることが重要です。

1. 療育・相談体制等の充実

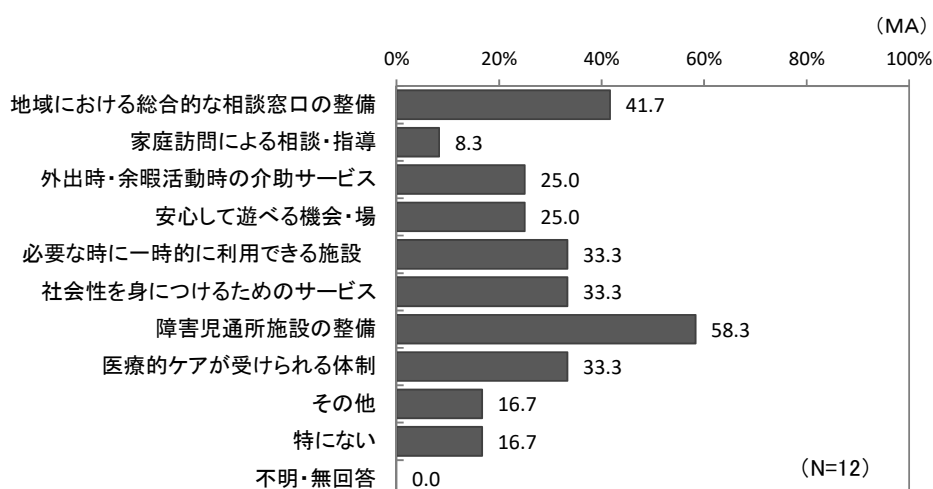
現状・課題

- 障害の早期発見や早期療育として、乳幼児健康診査や専門職による相談を行うとともに、障害児通所支援による各種のサービス提供を行っていますが、町内に療育機関がないことから他市町と連携しながらサービス提供に努めています。
- 当事者アンケートでは、特に充実が必要だと思う障害児のための施策やサービスとして、「障害児通所施設の整備」、「地域における総合的な相談窓口の整備」、「身近な地域での医療、療育」を挙げる意見が多くなっており、身近な地域でのサービス提供体制の充実や障害児に関して一貫して相談を受けられる窓口の整備が求められています。
- 平成30年度からは、児童福祉法の改正により障害児支援の充実が定められ、各市町村において、児童発達支援センターの設置や、医療的ニーズの高い重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービスの確保、医療的ケア児を支援するための関係機関による協議の場の設置が求められていることから、町においてもこれらの体制を整えていく必要があります。

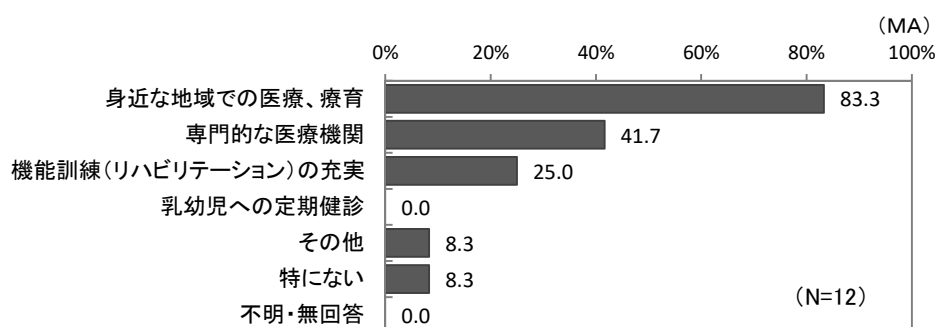
施策の展開

- 障害の早期発見や早期療育を専門職が連携して行うとともに、療育の基盤となる家庭への支援を行います。
- 障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援体制の整備やサービス提供体制の確保に向けて、近隣市町等と連携しながら、児童発達支援センターの設置に向けた取り組みを行います。
- 医療的ケア児を支援するための関係機関による協議の場を設置します。
- 学校では、障害のある子ども一人ひとりに応じた適正な就学と自立促進に向けた相談支援を行います。

【図 福祉に関して、特に充実が必要だと思う障害児のための施策やサービス
(18歳未満の障害児等がおられる家族の方を対象とした設問)】



【図 保健・医療に関して、特に充実が必要だと思う障害児のための施策やサービス
(18歳未満の障害児等がおられる家族の方を対象とした設問)】



① 療育・相談体制の充実

【001】生活機能相談

第3期計画取り組み目標	子育て支援センター「すきっぷ」で、障害児及び発達等に課題のある児童を対象に実施していた言語聴覚士による言語訓練を「かがやき相談」に移管し取り組みます。
現状・課題・実績	地域・教育支援課・福祉課等と連携を図りながら、乳幼児健診等により課題のある乳幼児や集団生活での課題のある乳幼児に対し、予防を含めた作業療法士、言語聴覚士による専門相談を実施しています。 町内に療育機関がないことや、親に対して継続的な支援を行う機関がないことが課題となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、事業を継続するとともに、事業内容の充実を図ります。
担当課	健康増進課

【002】人材の確保

第3期計画取り組み目標	関係機関と連携を図り、人材の確保に努めます。
現状・課題・実績	教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、人材の確保に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、人材の確保に努めます。
担当課	健康増進課・福祉課

【003】健康相談

第3期計画取り組み目標	保健師、看護師、管理栄養士の職種が連携し、健康と食生活を統合した取り組みを推進します。
現状・課題・実績	保健師、看護師、管理栄養士の職種が連携し、集団指導・個別相談や家庭訪問を通して対応しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き多職種が連携しながら事業を継続するとともに、事業内容の充実を図ります。
担当課	健康増進課

【004】児童相談

第3期計画取り組み目標	きめ細やかな相談援助活動を行い育児不安等の解消や虐待の未然防止に努めます。
現状・課題・実績	関係機関との連携を図り、育児についての心配事などを学校や家庭、地域社会との関わりの中で考え、解決に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	すべての子どもの健やかな成長を願う児童福祉法の理念に基づき関係機関と連携を図り、相談援助活動を行います。
担当課	教育支援課

【005】障害児通所支援

第3期計画取り組み目標	児童福祉法に基づく児童発達支援の内容の推進を図り、障害のある子どもに対する身近な地域での支援に取り組みます。
現状・課題・実績	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に取り組んでいます。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、身近な地域で、専門的な支援を提供できるよう障害児通所支援サービスの提供体制の確保に取り組みます。 また、平成30年度から新設された居宅訪問型児童発達支援のサービス提供体制の確保に取り組みます。
担当課	教育支援課・教育総務課

【006】児童発達支援センターの設置（新規）

第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、平成32年度末までの児童発達支援センターの設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。
担当課	教育支援課・教育総務課

②医療的ニーズへの対応

【007】医療的ケア児支援のための協議の場の設置（新規）

第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	平成30年度末までの医療的ケア児支援のための協議の場の設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。また、当該協議の場の設置に際しては、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。
担当課	教育支援課・教育総務課

③教育相談体制の充実

【008】教育相談

第3期計画取り組み目標	適性に応じたきめ細やかな支援計画を作成し、積極的な社会参加と自立のための支援が行えるよう相談活動を充実します。
現状・課題・実績	一人ひとりの特性や課題を把握し、自立や可能性を伸ばせるように、関係機関や専門職と連携し、就学や進路などについての個別支援を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	専門職や関係機関との連携や情報共有が重要であることから、小中学校の生徒指導、支援教育と連携し情報共有を行います。個々の特性や課題に対応し、適正な就学と自立促進の支援を行います。
担当課	教育支援課

2. 学校教育の充実

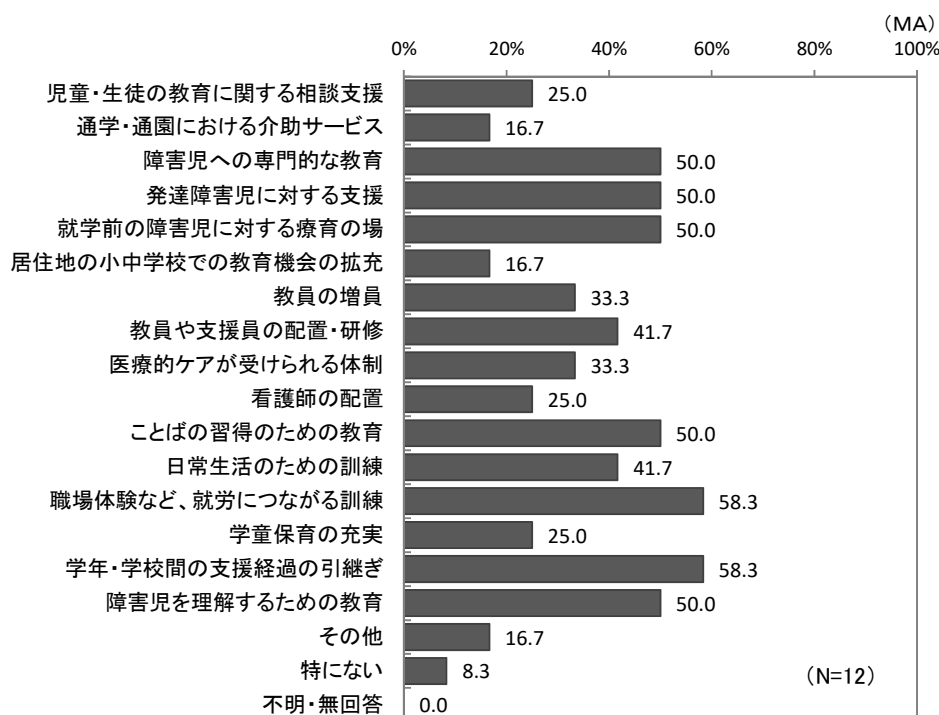
現状・課題

- 児童の状況に応じた支援員の配置、専門職による学校等への巡回相談や機能訓練、ユニバーサルデザインの授業づくりやインクルーシブ教育の研究等を行っています。
- 教職員が障害のある児童・生徒に対しての理解を深められるよう、特別支援教育についての研修を各学校で実施しています。また、関係機関と連携し、障害の状況や適正等に応じた進路指導に努めています。
- 当事者アンケートでは、保育・教育に関して特に充実が必要だと思う障害児のための施策やサービスについて、「学年・学校間の支援経過の引継ぎ」を挙げる意見が多くなっており、子どもの成長過程に応じた継続的な支援が求められています。

施策の展開

- 特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を行うとともに、障害の有無に関わらず共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備に努めます。
- 学校全体で障害のある児童・生徒を支援できるよう、発達の課題や指導方法等を理解するための研修の充実を図ります。
- 学校卒業後の社会参加や自立促進の支援に向けて、進路の拡大や進路指導の充実に努めます。

【図 保育・教育について、特に充実が必要だと思う障害児のための施策やサービス
(18歳未満の障害児等がおられる家族の方を対象とした設問)】



①教育環境の整備・充実

【009】学校・幼稚園・保育所への支援員の配置

第3期計画取り組み目標	学校・幼稚園・保育所において、発達課題の大きい児童等に支援員を配置し、障害のある子どもの円滑な学校等における生活を支援します。
現状・課題・実績	児童の状況に応じて支援員を配置し、学校・幼稚園・保育所における生活・学習環境の円滑化を図っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	子どもの発達過程や障害の状況を把握し、学校・幼稚園・保育所における適切な生活・学習環境の円滑化・整備を図ります。成長過程に応じ継続して支援が行えるよう、学校や進学先との情報共有のあり方を検討します。
担当課	教育支援課

【010】巡回相談

第3期計画取り組み目標	言語聴覚士、作業療法士、理学療法士の相談員が小中学校を巡回し、教員への指導やアドバイス・保護者や児童生徒の相談事業を行います。また、発達相談員、リーディングスタッフ、教育委員会等でチームをつくり、各学校を巡回し、特別支援を必要とする子どもたちの援助を行います。
現状・課題・実績	言語聴覚士、作業療法士、発達心理士などの専門職の相談員が就学前の保育教育機関や小中学校を巡回し、教員や保護者に指導・助言、相談を行っています。また、専門相談員、支援教育担当者、教育委員会でリーディングチームをつくり、特別支援を必要とする子どもたちの支援を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	子どもの発達課題や特性の多様化に対応するための専門職や相談員の確保及び就学前の保育教育機関や小中学校の支援教育担当者との密な連携を図りながら、きめ細かい巡回相談ができるように努めます。
担当課	教育支援課

【011】機能訓練

第3期計画取り組み目標	理学療法士を小中学校に派遣し、訓練の必要な児童・生徒に機能訓練を行い、教員や保護者に指導やアドバイスを行うとともに加えて、さらに充実した取り組みを図ります。
現状・課題・実績	理学療法士を就学前保育教育機関、小中学校に派遣し、訓練の必要な子どもに機能訓練を行うとともに、教員や保護者に指導・助言、相談を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	子どもの課題や必要性に応じて、計画的な訓練が受けられるよう、さらに充実した取り組みを進めます。
担当課	教育支援課

【012】 特別支援教育への対応

第3期計画取り組み目標	「ノーマライゼーション」の教育をさらに進めていくために、ユニバーサルデザインの視点を活かした学習を一層強化し、各校園で取り組みを図ります。
現状・課題・実績	各小中学校で、視覚化・焦点化・構造化を意識したユニバーサルデザインの授業づくりについて研究しています。授業のスタンダードを各校で共有化したり、インクルーシブ教育を目指した配慮や環境整備について研究・実践しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	「どの子もわかる授業づくり」を目指して、授業のユニバーサルデザインやインクルーシブ教育システムを構築するために合理的配慮、基礎的環境整備を整えるよう努めます。
担当課	教育支援課

【013】 教員研修

第3期計画取り組み目標	特別支援教育の視点や取り組みが小中学校、幼稚園、保育所全体のものとなるよう、教職員の研修を行います。
現状・課題・実績	各学校において、特別支援コーディネーターを中心に校内研修を行い、所属の児童生徒の支援や指導方法について共有しています。教育委員会主催で特別支援教育をテーマに教職員研修を開催し、特別支援教育の今日的課題を学んでいます。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	特別支援教育担当者だけでなく、すべての教員が児童生徒理解を深め、発達の課題や特性、指導方法や支援の具体を学ぶことが大切であることから、園や学校が組織全体で支援教育に取り組めるよう研修の充実を図ります。
担当課	教育支援課

②社会参加・自立促進への支援

【014】 社会参加・自立促進への支援

第3期計画取り組み目標	学校教育終了後の社会参加や自立促進を図るため、障害の状況や能力、適性に応じた進路の拡大を図るとともに、教育、福祉、労働の各関係機関との連携を強化し、進路指導の充実に努めます。
現状・課題・実績	学校教育終了後の社会参加や自立促進を図るため、障害の状況や能力、適性に応じた進路の拡大を図るとともに、教育、福祉、労働の各関係機関との連携を強化し、進路指導に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	関係機関との連携を図り、引き続き実施します。
担当課	福祉課

3. 生涯学習の推進

現状・課題

- 視覚障害のある人の学習の機会・場の充実に向けて、図書館において対面朗読サービスや図書案内の音訳サービスを行っています。利用者が少ないことからサービスの周知拡大が必要と考えられます。また、聴覚障害のある人や来館が困難な人へのサービス提供が行えていないことから、これらの人が図書館を利用しやすくなるようなサービスの検討が必要です。
- 障害のある人、障害のある子どもの将来の選択肢の拡大や、社会参加の促進に向けて、町立たんぽぽの家において社会見学を行っています。

施策の展開

- 図書館において視覚障害のある人に向けた朗読サービスや音訳サービスを継続するとともに、サービスの周知を図ります。また、より多くの人々が図書館を利用できるよう、聴覚障害のある人や来館が困難な人へのサービス実施に向けた検討を行います。
- 町立たんぽぽの家での社会見学を継続し、障害のある人、障害のある子どもへの社会参加促進へとつなげます。

①学習の機会・場の充実

【015】対面朗読サービス

第3期計画取り組み目標	視覚障害者に対しては、音訳資料の拡充が必要となります。また、対面朗読サービスそのものの認知度を上げることでより図書館利用を向上させたいと考えています。聴覚障害者と来館が困難な人への図書館サービスが現在のところ未実施であり、当館の課題となっており、取り組みについて検討します。
現状・課題・実績	音訳資料については大幅な拡充は困難なものの継続し導入しました。対面朗読サービスは利用者が利用を中止したため平成29年度時点では実施していません。今後、新たな利用者増加に向け周知方法等を検討する必要があります。聴覚障害者や来館困難者向けのサービスは現在のところ未実施となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	視覚障害者向けサービスとして、引き続き音訳資料の拡充や対面朗読サービスの周知に努め、図書館利用の増加を図ります。聴覚障害者や来館困難者向けサービスについては、適正にニーズを把握し、サービスの実施に向け検討を行います。
担当課	図書館

【016】図書館だよりの音訳サービス

第3期計画取り組み目標	視覚障害者に対して図書館に関する情報提供を行うため、月一回発行の新着図書案内の音訳化を朗読ボランティアの協力を得て実施します。
現状・課題・実績	視覚障害者に対して図書館に関する情報提供を行うため、月一回発行の新着図書案内の音訳化を朗読ボランティアの協力を得て実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、関係機関と連携して事業を実施するとともに、周知方法の改善や音訳資料の多様化など、今後の利用増加に向けた新たな取り組みを検討します。
担当課	図書館

②社会見学の機会・場の充実

【017】社会見学の機会や場の検討

第3期計画取り組み目標	町立たんぽぽの家において社会見学を実施します。
現状・課題・実績	社会学習と社会参加の促進を目的として、就労継続支援B型及び生活介護のサービスを提供する町立たんぽぽの家において、一泊もしくは日帰りの社会見学を毎年実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	利用者及び保護者の意見を聞きながら、引き続き実施します。
担当課	福祉課・町立たんぽぽの家

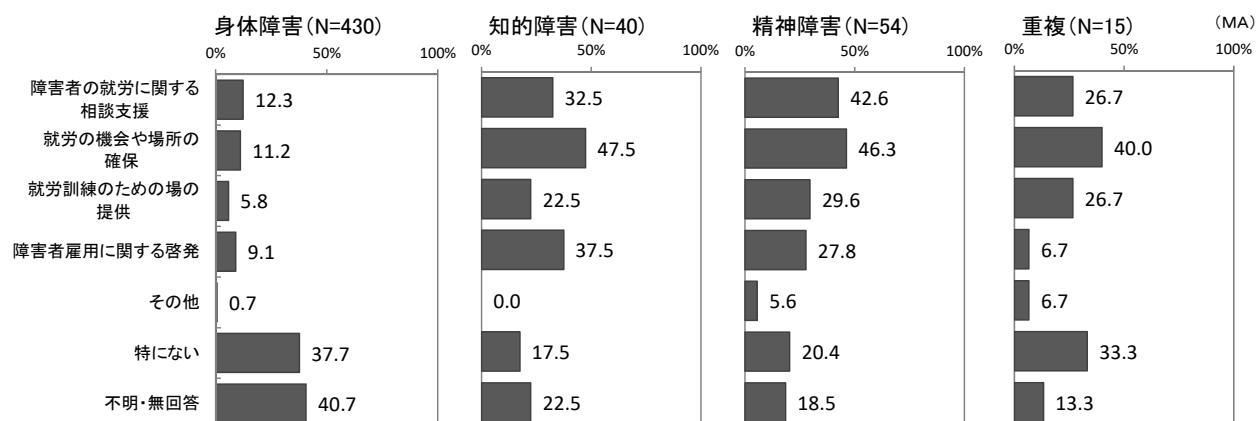
第2節 雇用促進と就労支援

障害の有無に関わらず、仕事は、生活費の確保や、やりがい・生きがい、社会貢献、自分の居場所の確保につながるなど、地域で自立した生活を送るうえで経済的にも精神的にも重要なものです。そのため、働く意欲のある障害のある人に対する相談の実施や、能力等に応じた就業の機会や場を提供するなど、就労支援を行うことが必要です。

当事者アンケートからは、雇用促進、就労支援について整備・充実を希望する施策として、特に知的障害のある人と精神障害のある人から「就労機会の場の確保」や「障害者の就労に関する相談支援」を挙げる意見が多くなっており、障害種別に応じた雇用の充実が求められているといえます。

平成28年4月に障害者雇用促進法が改正され、雇用の分野における障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を追加することなどが盛り込まれました。これらの事柄を周知し、障害のある人が働きやすい環境を地域全体でつくっていくことも重要です。

【図 雇用促進と就労支援について、整備・充実を希望する障害福祉施策】



1. 福祉的就労の支援

現状・課題

- 町内の福祉的就労施設として、就労継続支援B型事業所が整備されています。就労移行支援、就労継続支援A型事業所が町内にないことから、近隣市町の事業所等と連携しながらサービスの提供に努めています。
- 就労機会や場を確保するため、町の非常勤職員として障害のある人の雇用を行っています。

施策の展開

- 福祉的就労施設の利用拡大に向けて、事業者に対して町内での事業所の設置を働きかけます。
- 支援団体や関係機関と連携し、町及び町外の就労機会や場の確保に努めます。

①福祉的就労施設の利用拡大

【018】福祉的就労施設の利用拡大

第3期計画取り組み目標	関係機関と連携し、個々の相談を実施します。 また、町内でのサービス提供が可能な福祉的就労施設の設置に向け、事業所等への働き掛けを推進します。 町立たんぽぽの家は、引き続き安定した運営を行います。
現状・課題・実績	町立たんぽぽの家は、平成24年1月より生活介護及び就労継続支援B型の多機能型施設に移行し、その後安定した運営を続けています。平成26年4月には町内に就労継続支援B型事業所ひまわりが開設しました。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者の自立促進に向けて、関係機関と連携し福祉的就労施設の利用拡大に努めるとともに、町内でのサービス提供が可能な福祉的就労施設の設置に向け、事業所等への働き掛けを行います。
担当課	福祉課・町立たんぽぽの家

②就労機会や場の確保の支援

【019】就労機会や場の確保の支援

第3期計画取り組み目標	関係機関と連携を図り、障害者の就労機会や場の確保の支援に努めます。
現状・課題・実績	豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、町の非常勤職員として障害者の雇用を行い、就労の場を提供しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	町における障害者の雇用を継続するとともに、支援団体に協力を求めるなどにより障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。また、豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携し、町以外での就労機会や場の確保に努めます。
担当課	福祉課・総務課・農林商工課

2. 雇用の促進と安定

現状・課題

- 豊能北障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、障害者雇用相談や職業指導等を行っています。
- 庁内における法定雇用率（2.3%）は確保していますが、平成30年度より法定雇用率が改定（2.5%）されることから、就労機会の場の拡大を進めるなどにより、改定後も法定雇用率の確保に努める必要があります。
- 庁内の障害者雇用では、指導を行う職員の確保や意思疎通が困難な状況があることから、職員の障害特性への理解促進や、障害特性に応じた業務内容の検討が必要です。
- 当事者アンケートでは、障害のある人が就労し、働き続けるために必要なこととして、「雇用主・上司の理解」、「職場の同僚の理解や交流」を挙げる意見が多くっており、障害のある人に対する就労先の理解促進が求められています。

施策の展開

- 関係機関と連携し、障害者雇用啓発事業や職業相談・指導を行うとともに、庁内の障害者雇用の維持・向上に努めます。
- 庁内で就業する障害のある人が安定して働き続けられるよう、職員における障害特性のさらなる理解や、業務内容の改善に向けた検討を行います。

①障害者雇用に関する啓発活動の促進

【020】 障害者雇用啓発事業

第3期計画取り組み目標	豊能北障害者就業・生活支援センター等関係と連携し、雇用に向けた支援を図ります。
現状・課題・実績	豊能北障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、年間9回の障害者雇用相談を行っています。 【実績】相談者数 平成26年度：11名、平成27年度：5名、平成28年度：5名
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き豊能北障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用に向けた支援を行います。
担当課	農林商工課

②庁内の障害者雇用の推進

【021】 庁内における障害者雇用の推進

第3期計画取り組み目標	障害者の法定雇用率の確保・向上に努めます。
現状・課題・実績	現在、障害者雇用による非常勤職員を4名雇用し、法定雇用率は確保していますが、引き続き障害者の雇用に努める必要があります。また、障害者の指導に従事する職員を十分に確保できないことから、支援団体に協力を求めるなど指導体制を確保する必要があります。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者の法定雇用率の確保・向上に努めるとともに、障害特性に応じた業務を行えるよう、専門的知識を有する支援団体に協力を求め、連携して取り組みます。
担当課	総務課・各課

【022】 障害特性に応じた仕事の確保

第3期計画取り組み目標	障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。
現状・課題・実績	支援団体に協力を求めるなど、障害者の特性に応じた仕事の確保に努めています。 庁内における障害者雇用の場面では、意思疎通の問題等から障害特性に応じた業務内容を提供することが難しい場面も生じています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、支援団体に協力を求めるなど障害者の特性に応じた仕事の確保に努めます。また、庁内においても障害特性に応じた仕事を確保できるよう、障害特性の理解を進めるとともに、業務内容の再検討を行います。
担当課	総務課・各課

③職業的自立支援のための関係機関との連携強化

【023】 職業的自立支援のための関係機関との連携強化

第3期計画取り組み目標	豊能北障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障害者の就労の支援を図ります。
現状・課題・実績	豊能北障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、障害者の就労の促進に努めています。また、豊能北障害者就業・生活支援センター運営協議会に参加し各自治体からの状況報告や意見交換を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者のニーズや個々の障害の程度に応じた職業相談・指導等の支援や就職後のフォローアップ等、障害者の職業的自立に向けた支援を、豊能北障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら実施します。 また、雇用主だけではなく従業員に対する障害者理解の促進に向けた啓発に努めます。
担当課	福祉課・農林商工課

第3節 保健・医療の充実

障害の早期発見、早期治療、生活習慣病等からの障害の発生の予防など、障害のある人が地域で安心して暮らすためには、保健や医療の充実は必要不可欠です。

今後、障害のある人の高齢化が進む中、障害の重度化や重複化が進むことが懸念されます。また、精神障害保健福祉手帳の所持者が増加している背景として、心の病になる人が増加していると考えられます。

障害のある人、障害のある子どもが可能な限り身近な地域で保健・医療サービスを受けられるよう、それらの体制を整備することが求められます。

1. 保健サービスの充実

現状・課題

- 乳幼児健康診査や成人に対する健康診査・各種検診を実施し、生活習慣病予防や疾病の早期発見を図っています。
- 障害のある子どもに対して、専門職による二次障害の予防や相談を行っています。

施策の展開

- 健康の保持・増進や疾病の早期発見・早期治療により障害の予防や進行を防ぐため、ライフステージに応じた健康診査や各種検診を行います。
- 障害のある子どもや家族に対して、専門職による相談を行います。

①障害の早期発見及び二次障害の予防

【024】在宅障害者健康管理事業の実施

第3期計画取り組み目標	障害のある乳幼児及びその保護者、障害者（身体、知的）を対象に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が二次障害の予防や日常生活動作の助言・相談を実施します。
現状・課題・実績	地域・教育支援課・福祉課等と連携を図りながら、乳幼児健診等により課題のある児や集団生活での課題のある児に対し、予防を含めた作業療法士、言語聴覚士による専門相談を実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	教育機関や他市町の療育機関と連携しながら、事業を継続するとともに、事業内容の充実を図ります。
担当課	健康増進課

②乳幼児健康診査の実施

【025】 4 か月児健康診査・1 歳 6 か月児健康診査・3 歳 6 か月児健康診査

第 3 期計画取り組み目標	乳幼児健康診査を実施し、身体面・精神面の両面から乳幼児の健康保持・増進を図ります。また、乳幼児健康診査の受診率の維持・向上を図ります。
現状・課題・実績	医師・管理栄養士・歯科衛生士・保健師・言語聴覚士・心理士が連携し、乳幼児の身体面・精神面の維持・増進を図っています。健康診査の対象者に対しては受診勧奨し、受診率の維持向上に努めています。
第 4 期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、乳幼児健康診査を実施し、身体面・精神面の両面から乳幼児の健康保持・増進を図るとともに、乳幼児健康診査の受診率の維持・向上に向けた取り組みを行います。
担当課	健康増進課

2. 機能訓練・医療体制づくりの推進

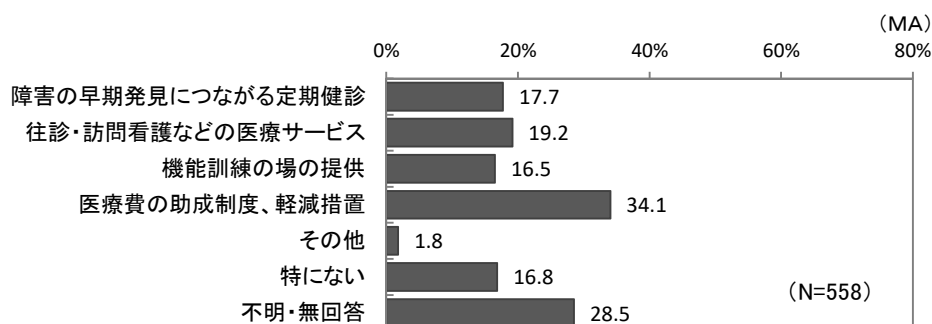
現状・課題

- 理学療法士、言語聴覚士、保健師、看護師による、個々の障害の程度や種別に応じた訪問・通所の相談事業を実施しています。
- 身体障害及び知的障害のある人や子どもと、その家族に対する経済的支援として、医療費を助成しています。
- 当事者アンケートでは、保健・医療について整備・充実を希望する障害福祉施策として、「医療費の助成制度、軽減措置」を挙げる意見が多くなっています。

施策の展開

- 一人ひとりの障害の状態に応じた、多職種による機能訓練を行います。
- 経済的な支援として医療費の助成を継続して行います。

【図 保健・医療について、整備・充実を希望する障害福祉施策】



①機能訓練体制の推進

【026】 機能訓練

第3期計画取り組み目標	障害者の社会的自立を促進するため、個々の障害の程度、種別に応じたきめ細かい相談とプログラムに基づいて本人の運動機能等の向上を目指します。
現状・課題・実績	本事業を「かがやき相談」として実施しています。理学療法士・言語聴覚士・作業療法士等による相談事業を実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、障害者の社会的自立を促進するため、個々の障害の程度、種別に応じた、多職種によるきめ細かい相談とプログラムに基づいた通所、訪問による相談支援を行います。
担当課	健康増進課

②医療費助成制度

【027】 医療費の助成

第3期計画取り組み目標	大阪府と連携を図り、継続的な福祉の増進に努めるとともに、精神障害者・児に対する支援について検討します。
現状・課題・実績	医療費の一部を助成することにより、身体・精神及び知的障害者・児やその家族に対する健康保持及び生活の安定を図っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、大阪府と連携を図り、医療費の一部助成を行います。 また、国・大阪府に対して支援の継続についての要望を行います。
担当課	保険課・福祉課

第4節 生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしく、自立した生活を送るためには、ホームヘルプサービスやデイサービス等、必要な障害福祉サービスが受けられるとともに、地域での生活を総合的に支援する機能の整備、公共交通機関が十分整備されていない本町での移動手段の確保といった生活支援を充実していく必要があります。

また、障害のある人や家族の高齢化、親亡き後を見据えた支援として、相談、体験の機会、緊急時の対応等の提供機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めていくことも必要です。

身体障害、知的障害に比べて支援が遅れがちであった精神障害のある人への支援については、国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが開始されました。町においても、関係機関をはじめ、地域住民の協力も得ながら、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう取り組む必要があります。

加えて、障害のある人の介助を行う家族の身体的、精神的な負担や不安の軽減に向けて、サービスの利用促進や、家族同士の情報交換の場を設けることも重要です。

1. 総合的な相談体制の充実

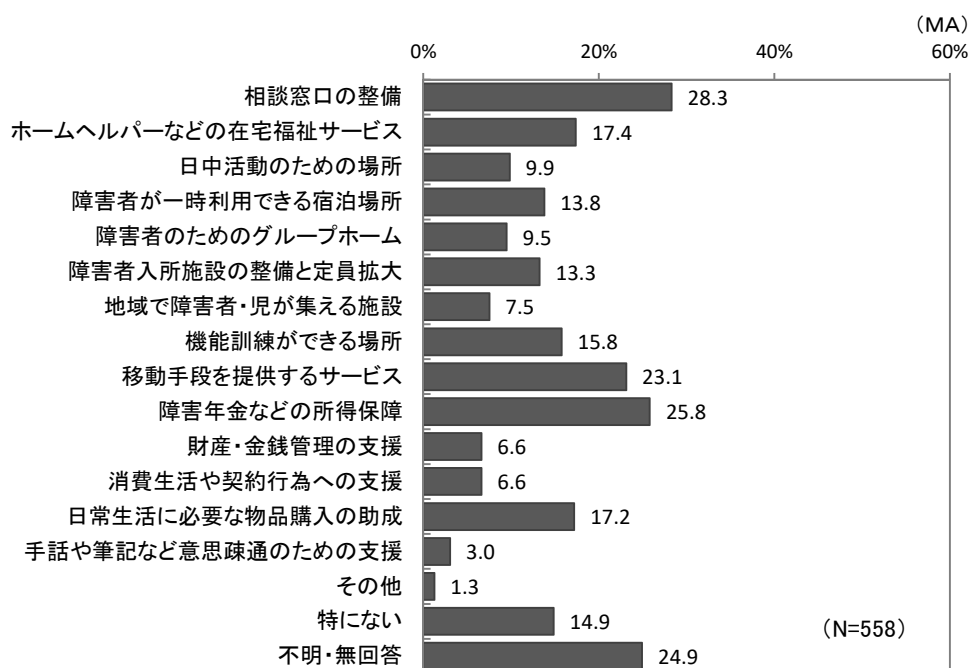
現状・課題

- 相談窓口として、役場での各種相談や障害種別に応じた窓口の設置、民生委員児童委員による相談を行うことで、身近な地域での相談体制を整備しているところです。ただ、精神障害に専門的に対応する相談窓口については、現在相談員の配置が充分ではないことから、その相談体制の整備が必要となっています。
- 一方、当事者アンケートでは、生活支援の充実について整備・充実に希望する障害福祉施策として「相談窓口の整備」を挙げる意見が最も多くなっていますが、その要因の一つとして相談窓口の周知ができていないことが考えられます。広報誌やホームページ等での周知を継続するとともに、一つの窓口で多様な相談に応えられるよう、それぞれの相談対応力の向上に取り組む必要があります。
- また、総合的な相談業務も行う、地域生活支援拠点等の整備については、能勢町と共同で設置している地域自立支援協議会において、協議を重ねているところです。

施策の展開

- 役場をはじめ関係機関が、障害のある人や障害のある子ども、その家族が抱える各種の問題に対し、相談を受け付けます。
- 精神障害のある人やその家族からの相談に専門的に対応できるよう、役場の窓口等東西2か所に精神保健福祉士を配置します。
- 地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。
- 外見からは分かりにくい高次脳機能障害について、理解促進に向けた啓発活動を行います。

【図 生活支援の充実について、整備・充実を希望する障害福祉施策】



①各種相談窓口の充実

【028】役場での各種相談

第3期計画取り組み目標	障害者の福祉の向上に向け、障害者相談（福祉サービスの相談）や障害者雇用相談、また、行政相談、法律相談など各種相談を実施します。
現状・課題・実績	第3期計画取り組み目標にもとづき、障害者相談（福祉サービスの相談）や障害者雇用相談、また、行政相談、法律相談など各種相談を実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	障害者の福祉の向上及び相談者の課題解決に向け、引き続き、障害者相談や障害者雇用相談、人権相談、生活・人権相談事業、行政相談、法律相談など各種相談を実施します。
担当課	各課

【029】民生委員児童委員による相談

第3期計画取り組み目標	民生委員児童委員が関係機関と連携しながら、障害者の相談に応じます。
現状・課題・実績	民生委員児童委員が、地域の身近な相談相手として、助言や福祉サービスを適切に利用するための情報提供を行っています。また、必要な方には関係機関へのつなぎを行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、民生委員児童委員が関係機関と連携しながら、障害者の相談に応じます。また、民生委員児童委員が障害に関する知識を高められるよう、研修等の受講を促進します。
担当課	福祉課

【030】 3 障害に対応した相談体制の充実

第 3 期計画取り組み目標	関係機関と連携し、身体障害者、知的障害者及び家族からの各種相談に、町から委嘱を受けた身体障害者相談員や知的障害者相談員が応じます。 精神障害者相談員については、設置の検討を行います。 また、豊悠プラザに配置している精神保健福祉士の配置日数（現在月 6 日間）を増やすなど体制の充実に努めます。
現状・課題・実績	身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談は、相談事業所に相談事業を委託し、障害者の福祉の向上に努めています。 精神障害者や家族からの相談に対しては、福祉課に精神保健福祉士を週 3 日配置し実施していますが、相談専属ではないため、今後は専属の相談員の配置が必要です。
第 4 期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	身体障害者、知的障害者及び家族からの各種相談に、町から委託を受けた事業所の相談員が応じます。 精神障害者とその家族からの相談については、精神保健福祉士を東西 2 か所に配置し、相談体制を整えます。
担当課	福祉課

【031】 人権相談等

第 3 期計画取り組み目標	人権擁護委員による人権相談を実施（月一回。本庁及び支所で隔月実施）します。 生活・人権相談事業（女性相談を含む）は、とよの人権地域協議会に委託し、実施します。
現状・課題・実績	人権擁護委員による人権相談、生活・人権相談事業（女性相談含む）を実施しています。
第 4 期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	引き続き、人権擁護委員による月 1 回の人権相談、生活・人権相談（女性相談を含む）を実施し、相談者の課題解決に取り組めます。
担当課	住民人権課

【032】 「悩み事出前相談」事業の実施

第 3 期計画取り組み目標	人権擁護委員による「悩み事出前相談」の実施に向け、各施設と協議を行い、実施にあたっての課題を確認します。その課題解決後に事業を実施する予定です。
現状・課題・実績	悩み事出前相談については、実施にあたって検討を行っています。
第 4 期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	人権擁護委員による「悩み事出前相談」を、事業実施にあたっての課題を関係者間で認識・共有するとともに十分に協議を行ったうえで、実施に向けて取り組みます。
担当課	住民人権課

【033】各種相談の広報

第3期計画取り組み目標	相談者の掘り起こしを目的として、各種相談を広報、ホームページ等に掲載します。
現状・課題・実績	広報誌及び町ホームページに相談窓口の日程を掲載しています。また、町のホームページに各種相談事業の内容を掲載し、事業の周知に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、広報誌、町ホームページ等を通じて、各種相談事業の日程及び事業内容の周知に努めます。また、町のイベント実施時に合わせた広報にも努めます。
担当課	各課

【004】児童相談（再掲）

第3期計画取り組み目標	きめ細やかな相談援助活動を行い育児不安等の解消や虐待の未然防止に努めます。
現状・課題・実績	関係機関との連携を図り、お子さんについての心配事などを学校や家庭、地域社会との関わりの中で考え、解決に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	すべての子どもの健やかな成長を願う児童福祉法の理念に基づき関係機関と連携を図り、相談援助活動を行います。
担当課	教育支援課

【034】地域自立支援協議会の開催

第3期計画取り組み目標	障害者自立支援法に基づく、地域自立支援協議会を設置します。同協議会において、障害福祉サービスの適切な提供等を推進する相談支援事業を効果的に進めるため、関係機関の連携の強化等を図ります。
現状・課題・実績	平成24年度に地域自立支援協議会を能勢町と共同設置しました。協議会の中で、関係機関と情報を共有しながら課題解決に向けた協議を行っています。 【実績】会議開催数 本部会議（能勢町と共同開催）：年2回程度 地域会議（単独開催）：年3～4回程度
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	地域自立支援協議会において、関係機関と連携しながら障害者・児福祉の向上に向けた協議や情報共有を行います。また、平成32年度末までの「地域生活支援拠点等」の設置に向け、地域自立支援協議会において地域の課題に対応する各機関の機能と役割を整理します。
担当課	福祉課

【035】高次脳機能障害者支援の促進

第3期計画取り組み目標	高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援体制を構築するとともに、町民への理解及び啓発を図ります。
現状・課題・実績	広報誌及び町ホームページに高次脳機能障害に関する記事を掲載し、当該障害の周知と理解促進に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	高次脳機能障害に関する周知拡大と理解促進に向けて、引き続き、広報誌やホームページ等を通じた啓発活動を行います。
担当課	福祉課

2. 障害福祉サービスの充実

現状・課題

- 障害のある人や障害のある子どもが地域で自立した生活を営めるよう、町内の障害福祉サービス事業所の増加を図るとともに、近隣市町の事業所等と連携しながら、サービスの提供を行っています。また、地域の実情に応じたサービスとして、地域生活支援事業を行っています。
- 平成30年度からは、新しいサービスとして「就労定着支援」、「自立生活援助」が開始されることから、そのサービス提供体制の確保が必要となっています。
- 利用希望の多いグループホームが町内にないことから、グループホーム開設支援事業補助金制度を平成27年度に開始しました。

施策の展開

- 障害のある人や障害のある子どもがより身近な地域で障害福祉サービスを受けられるよう、新サービスの事業所確保とともに町内所在のサービス事業所の増加を図ります。
- 法律に基づいて、自立支援医療費や補装具費を支給します。
- 地域生活支援事業については、実績のない事業についても継続して実施し、障害のある人や障害のある子どもの生活を支えます。
- 高齢化が進展する中、障害者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用促進に向けた制度の周知を行います。
- 新たに障害者施設を設置しようとする事業者への支援方法について検討します。

①自立支援給付の推進

【036】 障害福祉サービスの推進

第3期計画取り組み目標	障害者が地域で自立した生活を営むため、関係機関と連携を図り障害福祉サービスの充実に努めます。
現状・課題・実績	障害者が地域で自立した生活を営むため、関係機関と連携を図り、障害福祉サービス制度を推進しています。 【実績】障害福祉サービス利用件数 平成26年度：延べ 1,721件、平成27年度：延べ 2,070件、平成28年度：延べ 2,076件
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、関係機関と連携を図りながら障害福祉サービス制度の充実に努めます。また、平成30年度から新設される就労定着支援、自立生活援助のサービス提供体制の確保に取り組みます。
担当課	福祉課

【037】 自立支援医療費の支給

第3期計画取り組み目標	障害者が特定の医療を受ける場合、その心身の障害の状態から対象となる方に、障害者自立支援法に基づく自立支援医療費の支給を行います。
現状・課題・実績	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため、障害者総合支援法に基づき医療費を支給しています。 【実績】支給件数 平成26年度：延べ 424件、平成27年度：延べ 459件 平成28年度：延べ 443件
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、障害者総合支援法に基づき医療費を支給します。
担当課	福祉課

【038】 補装具費の支給

第3期計画取り組み目標	障害者が、その身体の障害の状態から補装具の購入または修理が必要と認められた場合、補装具費の購入または修理に要した費用について、障害者自立支援法に基づく補装具費の支給を行います。
現状・課題・実績	障害者総合支援法に基づき補装具費を支給しています。 【実績】支給件数 平成26年度：延べ 32件、平成27年度：延べ 22件 平成28年度：延べ 34件
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、障害者総合支援法に基づき補装具費を支給します。また、障害児等の補装具費の貸与について検討を行います。
担当課	福祉課

②地域生活支援事業の推進

【039】身体障害者自動車改造費助成事業

第3期計画取り組み目標	日常生活における行動範囲の拡大と社会参加の促進に向けて、障害者が就労等のために自動車の一部を改造する必要がある場合、費用の一部を助成します。
現状・課題・実績	平成28年11月に要綱改正により様式を変更し、事務の軽減を図りました。 【実績】利用件数 平成26年度：0件、平成27年度：1件、平成28年度：2件
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、障害者が就労等のために自動車の一部を改造する必要がある場合、費用の一部を助成します。
担当課	福祉課

【040】障害者自動車運転免許取得助成事業

第3期計画取り組み目標	日常生活における行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、障害者が就労等のために自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の一部を助成します。
現状・課題・実績	平成28年11月に要綱を改正し、助成対象者を身体障害者に加え、知的障害者と精神障害者にも拡大しました。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、障害者が就労等のために自動車運転免許を取得する場合、免許取得に要した費用の一部を助成します。
担当課	福祉課

【041】重度障害者への移動支援

第3期計画取り組み目標	社会参加の促進を図るため、一定の要件を満たす障害者に対し、通院や公共施設の利用等のための移動に係る経費を助成します。
現状・課題・実績	在宅高齢者等外出支援事業の中で移動支援を実施していますが、福祉有償運送有資格団体が増えたことにより、事業自体を民間へ移行すべきか検討が必要な状況となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	民間に事業を移行するかどうか検討しつつ、引き続き、一定の要件を満たす障害者に対し、通院や公共施設の利用等のための移動に係る経費を助成します。
担当課	健康増進課

【042】身体障害者手帳診断料助成事業

第3期計画取り組み目標	身体障害者手帳交付申請のために要した診断料相当額を助成し、福祉の増進を図ります。 大阪府の事業であるため、大阪府が事業廃止の場合は、本町も事業の継続を検討します。
現状・課題・実績	平成28年12月に「豊能町身体障害者手帳診断料助成事業実施要綱」を定め、非課税世帯に対し身体障害者手帳交付申請のために要した診断料相当額を助成しています。 【実績】助成件数 平成26年度：3件、平成27年度：5件、平成28年度：3件
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、非課税世帯に対し身体障害者手帳交付申請のために要した診断料相当額を助成します。 大阪府の事業であるため、大阪府が事業廃止の場合は、本町も事業の継続について検討します。
担当課	福祉課

【043】日常生活用具の給付・貸与

第3期計画取り組み目標	日常生活の利便性の向上を図るため、重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。
現状・課題・実績	毎日の生活をより円滑に行えるよう、障害者に対し日常生活用具（特殊寝台・ストーマ・拡大読書器など）を給付しています。 障害者の日常生活の利便性向上のため、対象用具の拡充等が求められている状況となっています。また、日常生活用具給付費は年々増加しています。特にストーマの給付件数が増加しており、予算の確保に努める必要があります。 【実績】利用件数 平成26年度：延べ373件、平成27年度：延べ320件 平成28年度：延べ378件
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	障害者が地域で自立した生活を営めるよう引き続き事業を実施するとともに、日常生活用具の対象品目の拡大や利用増加を見込んだサービス提供体制の確保等、関係機関と連携して制度の充実に努めます。
担当課	福祉課

【044】難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等

第3期計画取り組み目標	難病患者等及び小児慢性特定疾患の人の在宅生活を容易にするために、日常生活用具の支給等の取り組みを実施します。
現状・課題・実績	平成26年4月に要綱を改正し、難病患者等に対応した品目を追加しました。小児慢性特定疾患児については、早期に要綱を制定する必要があります。 【実績】支給件数（難病患者等） 平成26年度：0件、平成27年度：1件、平成28年度：3件
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	障害者が地域で自立した生活を営むため、小児慢性特定疾患児について早期の要綱制定に努めるとともに、引き続き事業を実施します。また、日常生活用具の対象品目の拡充等、関係機関と連携を図り制度の充実に努めます。
担当課	福祉課

【045】成年後見制度の推進

第3期計画取り組み目標	関係機関との連携のもと、対象となる知的・精神障害のある人と、地域で活動されている人へ成年後見制度の周知を図ります。
現状・課題・実績	団塊の世代の高齢化により、父母が障害者の身上監護や財産管理を行うことが不可能または困難となるケースが増加すると想定されます。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き「大阪後見支援センター」等関係機関や庁内関係部署との連携のもと、対象となる知的・精神障害のある人と、地域で活動されている人へ成年後見制度の周知を図ります。
担当課	福祉課

③障害者施設の支援

【046】障害者施設の運営支援

第3期計画取り組み目標	町立心身障害者小規模通所授産施設たんぽぽの家については、平成24年1月1日より新体系施設に移行し、生活介護及び就労継続支援B型の多機能型施設として運営しています。平成23年度より5年間、指定管理施設として、産経新聞厚生文化事業団に施設の管理及び運営を委託しています。引き続き町立たんぽぽの家の安定した運営を行います。また、精神障害を含めた日中支援施設については、設置された際に支援等の検討を行います。
現状・課題・実績	町立たんぽぽの家について、平成28年度に産経新聞厚生文化事業団と指定管理の更新を行い、引き続き安定した運営を行っています。また、地域移行を進めるにあたって、グループホームが町内にないことから、平成27年4月にグループホーム開設支援事業補助金制度を開始しました。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	町立たんぽぽの家の運営については、運営の委託を継続しながら安定した運営に努めます。新たに障害者施設を設置しようとする事業者に対する具体的な支援の方法について検討を行います。
担当課	福祉課

④福祉機器の貸出の充実

【047】 車いすの貸出

第3期計画取り組み目標	車いす（自操用、介助用）の貸出を行うとともに、貸出物品の整備や積極的な情報提供に努めます。
現状・課題・実績	貸出件数は横ばいですが、介助用の車いすのニーズ増加や障害者団体からの定期的な利用希望に対しても対応できるよう介助用車いすの整備、購入を行いました。情報提供については、ホームページや広報による周知や、社会福祉協議会窓口でのチラシ設置等を実施していますが、本事業について知らない人も多くいる状況となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、車いす（自操用、介助用）の貸出を行うとともに、役場の各機関の窓口にチラシを設置し周知に努めます。
担当課	社会福祉協議会

⑤介護保険制度等との調整

【048】 介護保険制度等との調整

第3期計画取り組み目標	身体障害者手帳所持者に高齢者が多いことを踏まえ、介護保険制度によるサービスと障害者へのサービスを総合的に組み合わせ、一人ひとりに最も効果的なサービス提供となるよう努めます。
現状・課題・実績	高齢障害者については個々のケースにより、関係機関による情報交換等を開催し、適正で効果的なサービス提供を実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き国の方針を順守しながら、介護保険制度によるサービスと障害者へのサービスを総合的に組み合わせ、一人ひとりに最も効果的なサービス提供となるよう努めます。
担当課	福祉課

3. 生活安定施策の充実

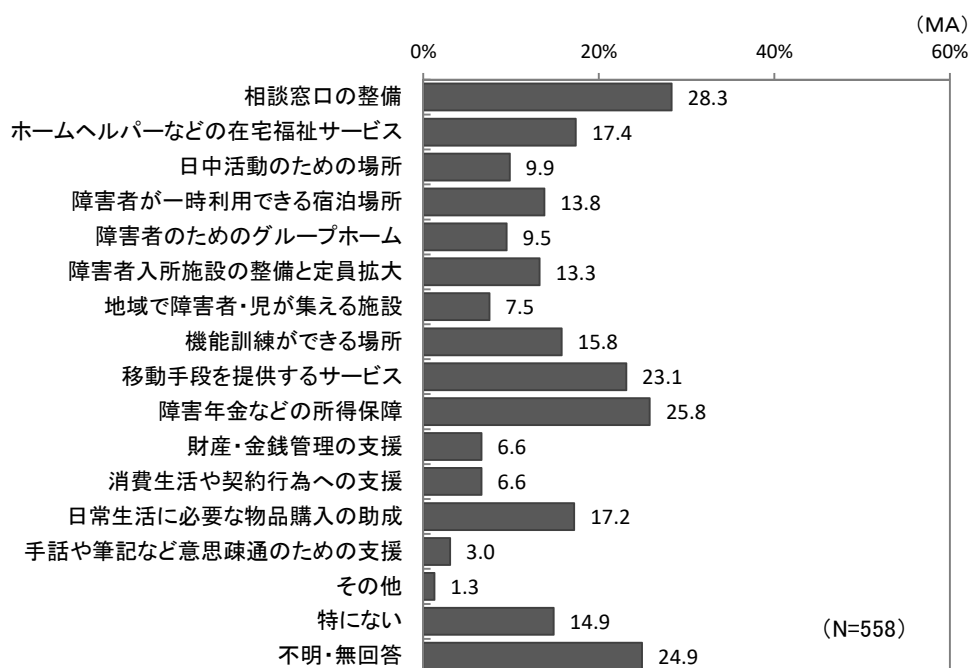
現状・課題

- 町の在日外国人高齢者に対する福祉金の支給や、重度の障害のある人や子どもに対する住宅改造助成、駐輪場の使用料の減免、軽自動車税の免除といった経済的支援を行っています。また、社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付を行っています。
- 福祉サービスの情報提供や利用手続き、日常的な金銭管理、書類の預かりなど、福祉サービス利用などについての相談や支援をする「日常生活自立支援事業」は、社会福祉協議会が実施しています。事業の認知度が低いことから、町は社会福祉協議会と連携して当該事業の周知を図るとともに、事業の利用促進を図っています。
- 障害者虐待防止センターを役場に設置し、障害者虐待の早期発見につなげています。また、障害者虐待に関する啓発を行い、虐待の未然防止を図っています。
- 平成 28 年 4 月から、障害者差別解消法が施行されました。障害者差別解消法は、一般の個人的な行為に対する法的な義務はありませんが、差別を解消し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくためには、町民一人ひとりがこの法律について理解することが重要であることから、障害者差別解消法の周知を図る必要があります。
- 移動に関する支援としては、豊能町リレー便、東地区デマンドタクシーの運賃を半額としています。
- 当事者アンケートや団体・事業者アンケートでは、整備・充実を希望する障害福祉施策として、移動に関する意見が多く挙げられています。
- 障害のある人や家族の高齢化、親亡き後を見据えた、地域生活支援拠点等は、第 4 期障害福祉計画では平成 29 年度の設置を目指していましたが、設置には至っていません。
- 介助家族への支援として、サービス利用促進や、介助家族の交流の場の確保、児童虐待の未然防止に取り組んでいます。

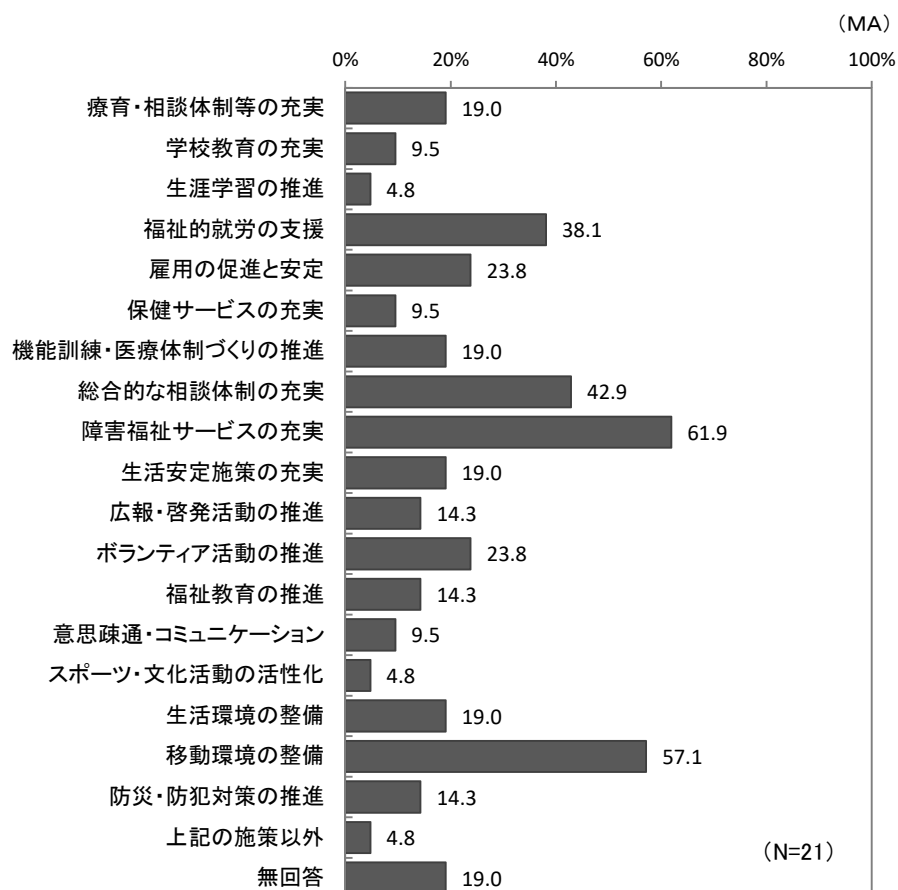
施策の展開

- 障害のある人やその家族の経済的負担軽減に向けて、手当、年金、税の減免、交通機関の利用料金の割引等を行います。
- 障害者差別解消法の趣旨である、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が、行政機関はもちろん、事業所をはじめ地域の中でも行われるよう、広報誌、町ホームページ等を通じて町民に対して広く啓発します。
- 障害のある人や障害のある子どもの権利擁護に向けて、日常生活自立支援事業の利用促進や、虐待防止に向けた取り組みを行います。
- 障害のある人や障害のある子どもの移動手段を確保するための、新たな事業を検討します。
- 地域生活支援拠点等の平成 32 年度末までの設置を目指します。
- 介助家族への支援として、引き続き、サービス利用促進や当事者家族の交流の場の確保等に取り組めます。

【図 生活支援の充実について、整備・充実を希望する障害福祉施策】



【図 重点的に取り組むべきと思うこと（団体・事業者アンケート）】



①関連制度の充実

【049】豊能町重度障害者特例支援事業

第3期計画取り組み目標	豊能町在日外国人高齢者福祉金を支給しています。 生活の安定と福祉の向上を図るため、引き続き事業を実施します。
現状・課題・実績	第3期計画取り組み目標に基づき、事業を実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	町内の在日外国人高齢者の生活の安定と福祉の向上を図るため、引き続き事業を実施します。
担当課	福祉課

【050】重度障害者・児住宅改造助成事業

第3期計画取り組み目標	障害者の住居を障害の程度や種別に応じて、安全かつ利便に優れたものとするための改造費用を助成することで、障害者及び介護者の負担を軽減するとともに、障害者が自立し安心して生活ができる環境整備を図ります。
現状・課題・実績	障害の程度及び身体状況に応じて、自立し安全かつ利便に生活ができるよう、改造する工事等に対し上限20万円(原則1回)を支給しています。 【実績】助成件数 平成28年度：1件
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	安心かつ安全に生活ができる環境整備の推進を図るため、引き続き事業を実施します。
担当課	福祉課

【051】自転車駐車場の使用料の減免

第3期計画取り組み目標	豊能町立自転車駐車場条例施行規則に基づき、障害者基本法に規定する障害者の自転車駐車場使用料を一部免除し、経済的な負担の軽減を図ります。
現状・課題・実績	規則に基づき、障害者の自転車駐車場使用料を一部免除し、経済的な負担の軽減を図っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者の経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施します。 平成31年度中に、自転車駐車場の無料化を実施する予定です。
担当課	吉川支所

【052】障害者差別解消の推進(新規)

第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	広報誌、町ホームページ等を通じ、町民に向けて障害者差別解消法についての周知拡大を図ります。また、庁内関係部署や関係機関と連携し、町内に所在する一般の事業所に向けた啓発に努めます。
担当課	福祉課

【053】権利擁護（日常生活自立支援事業等）の推進

第3期計画取り組み目標	自己の意思決定の困難な障害者の日常の相談や福祉サービス等の支援に関して、社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業として実施します。 町は社会福祉協議会と連携し、事業を推進します。
現状・課題・実績	社会福祉協議会と連携を図りながら、広報紙やホームページ等で制度の周知を行っています。以前に比べ制度の問い合わせは増加傾向にありますが、事業の認知度が低いことが課題となっています。 地域で活動する民生委員児童委員や地区福祉委員にも制度の周知を図る必要があります。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	引き続き、自己の意思決定の困難な障害者の日常の相談や福祉サービス等の支援に関して、社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業として実施します。 また、各関係機関への周知拡大を図るとともに、広報誌等を通じ地域で活動する民生委員児童委員や地区福祉委員等の制度の認知度向上を図り、ニーズがある方への支援へとつなげます。 町は社会福祉協議会と連携し、事業を推進します。
担当課	福祉課・社会福祉協議会

【054】障害者虐待防止の取り組み

第3期計画取り組み目標	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が平成24年10月から施行されることから、障害者虐待防止センターの設置等、法の趣旨に基づく施策を推進します。
現状・課題・実績	障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	障害者虐待防止に向けて、町民に対して広報誌や町ホームページ等で障害者虐待防止法について周知し、虐待についての正しい理解の促進を図ります。また、障害者虐待の早期発見に向けて、障害者虐待防止センターの周知を図ります。
担当課	福祉課

【055】東西乗継移動に係る運賃負担の軽減への取り組み

第3期計画取り組み目標	現在巡回バスは運行を休止し、公共交通の社会実験を行っているところですが、社会実験において利用料金の一部免除※を行っています。この実験を通じ、町の交通体系の検討と併せて、免除制度の継続等を検討します。 ※平成23年7月より豊能町地域公共交通社会実験運行を実施し、精神障害者保健福祉手帳所持者にも対象を拡大しました。
現状・課題・実績	現在運行している豊能町リレー便、東地区デマンドタクシーについては、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方の運賃は半額としています。 平成26年4月に策定した豊能町地域公共交通基本構想では、阪急バス箕面森町線のときわ台駅（もしくは光風台駅）までの延伸を目指しており、これにより現在代替手段として運行している豊能町リレー便を廃止することとなっています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	障害者の経済的負担の軽減に向けて、東西乗継移動にかかる運賃負担軽減を検討します。
担当課	秘書政策課

【056】移動手段確保の創設（新規）

第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	移動手段確保の方策について、平成31年度の実施に向け自立支援協議会等の場において検討します。
担当課	福祉課

【057】軽自動車税の減免

第3期計画取り組み目標	経済的な負担の軽減を図るため、一定の要件を満たす身体障害者等の軽自動車税を減免します。
現状・課題・実績	障害者の使用する軽自動車にかかる軽自動車税の減免を実施しています。事務の簡素化も合わせて進めています。 【実績】減免件数 平成28年度：64台、平成29年度：68台
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、事務の簡素化を図りながら事業を実施します。
担当課	税務課

【058】生活福祉資金の貸付

第3期計画取り組み目標	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯等を対象に、生活福祉資金を貸与します。 社会福祉協議会窓口だけではなく本庁、支所などでも積極的に制度についてのチラシの配布を行います。
現状・課題・実績	障害者の貸付相談は少なくなっていますが、関係機関を通じて生活福祉資金の貸付に繋がったケースもあり、制度の周知拡大が必要です。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き事業を実施するとともに、関係機関に対して事業の周知拡大に努めます。
担当課	社会福祉協議会

②高齢化・重度化等への対応

【059】地域生活支援拠点等の整備（新規）

第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、平成32年度末までの整備に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。
担当課	福祉課

③介助家族の支援

【060】サービス等の利用促進

第3期計画取り組み目標	障害者やその家族が利用できるサービスやボランティア活動についての情報提供に努めます。
現状・課題・実績	各種サービスの情報提供については相談時に対応しています。また、ボランティア活動については社会福祉協議会に情報提供を求めています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、障害者やその家族が利用できるサービスやボランティア活動についての情報提供を図るとともに、サービス利用の促進を図ります。
担当課	福祉課

【061】介助家族の情報交換の場の確保

第3期計画取り組み目標	各障害者団体への支援を通し、情報交換の場の確保を図ります。また、各障害者団体の交流の機会を推進します。
現状・課題・実績	地域自立支援協議会を通じ情報提供に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	介助家族が悩み相談や情報交換を行えるよう、情報交換の場を確保し交流の機会を設けるとともに、場の情報提供を行います。
担当課	福祉課

④要保護児童対策地域協議会の実施

【062】 要保護児童対策地域協議会の運営

第3期計画取り組み目標	要保護児童対策地域協議会を基盤に関係機関の連携を強化し、児童虐待の未然防止に努めます。
現状・課題・実績	関係機関と連携を図り、要保護児童の実情把握・情報提供・相談・指導に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	関係機関と連携を密にとり支援体制を一体的に提供し、児童虐待の未然防止に努めます。
担当課	教育支援課

4. 精神障害者と難病患者対策の推進

現状・課題

- 精神障害のある人に対する福祉サービスを推進するために、精神障害者保健福祉手帳制度の周知に取り組んでいます。
- 精神障害のある人に対する退院や退職後の社会復帰の促進や家族支援に向けて、精神障害者家族会と連携し、支援ニーズの掘り起こしに努めています。今後は、実態の把握が十分ではない難病患者等における同様の取り組みが必要です。
- 精神障害のある人からの相談体制の充実に向けて、精神保健福祉士の配置日数を増やし、週3日間の体制としています。ただ、相談専属での配置ではないため、体制の充実のさらなる検討が必要です。
- 第5期障害福祉計画において成果目標となる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健所や地域の関係機関と連携するとともに、地域住民に対し精神障害への理解促進に向けた取り組みを行うことが必要です。

施策の展開

- 精神障害のある人に対する支援体制の充実に向けて、継続して支援ニーズを調査するとともに、手帳制度に関する啓発活動を行います。
- 精神障害のある人からの相談に専門的に対応できるよう、役場の窓口精神保健福祉士を専門相談員として配置します。
- 精神障害のある人が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域住民に対して精神障害に対する理解促進のための啓発を行うとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成32年度末までに設置できるよう、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。

①精神障害者保健福祉手帳所持者等に対する支援体制づくりの推進

【063】精神障害者保健福祉手帳制度の周知と福祉サービスの充実

第3期計画取り組み目標	精神障害者に対し各種支援体制を推進するために、精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努め、また、各種福祉サービスの充実のため保健所等との連携の強化を図ります。
現状・課題・実績	窓口や電話での相談の機会を通じて、制度の周知を図っています。また、多くの支援を必要とする事例については、相談支援事業者等とケース会議等を実施しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	精神障害者に対し各種支援体制づくりを推進するために、精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めます。また、各種福祉サービスの充実のため関係機関との連携の強化を図ります。
担当課	福祉課

②生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携

【064】生活支援・社会復帰対策のための関係機関との連携

第3期計画取り組み目標	豊能町精神障害者家族会きずなの定例会等に参加の機会を設け、実態やニーズの把握に努めます。精神障害者に加えて、難病患者に対する対応を検討します。
現状・課題・実績	日常の相談に加え、豊能町精神障害者家族会きずなの定例会等に参加し、精神障害者の実態やニーズの把握に努めています。 難病患者におけるニーズの把握が十分ではないことが課題となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、日常の相談に加え、豊能町精神障害者家族会きずなの定例会等に参加し、精神障害者の実態やニーズの把握に努めるとともに、ニーズに応じた生活支援・社会復帰対策を関係機関と連携して検討します。 また、難病患者のニーズの把握方法の検討や、生活支援・社会復帰対策についても検討します。
担当課	福祉課

【044】難病患者等・小児慢性特定疾患の人への日常生活用具の支給等（再掲）

第3期計画取り組み目標	難病患者等及び小児慢性特定疾患の人の在宅生活を容易にするために、日常生活用具の支給等の取り組みを実施します。
現状・課題・実績	平成26年4月に要綱を改正し、難病患者等に対応した品目を追加しました。小児慢性特定疾患児については、早期に要綱を制定する必要があります。 【実績】支給件数（難病患者等） 平成26年度：0件、平成27年度：1件、平成28年度：3件
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者が地域で自立した生活を営むため、小児慢性特定疾患児について早期の要綱制定に努めるとともに、引き続き事業を実施します。また、日常生活用具の対象品目の拡充等、関係機関と連携を図り制度の充実に努めます。
担当課	福祉課

③相談体制の充実

【065】精神障害者の相談対応

第3期計画取り組み目標	保健所等関係機関と連携、協力のもとに、患者、家族の負担軽減に取り組みます。 また、豊悠プラザに配置している精神保健福祉士の配置日数（現在月6日間）を増やすなど体制の充実に努めます。
現状・課題・実績	精神障害者や家族からの相談に対しては、福祉課に精神保健福祉士を週3日配置し実施していますが、相談専属ではないため、今後は専属の相談員の配置が必要です。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	精神保健福祉士を東西2か所に配置し、精神障害者とその家族からの相談体制を整えます。
担当課	福祉課

④精神障害者家族の支援

【066】精神障害者家族の支援

第3期計画取り組み目標	精神障害者家族会きずなが行う月1回の定例会に出席し、意見交換をするなど支援を行います。
現状・課題・実績	精神障害者家族会きずなの月1回の定例会に出席し、意見交換を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、精神障害者家族と意見交換をし、必要な支援の提供に努めます。
担当課	福祉課

⑤精神障害者が安心して暮らせる地域づくり

【067】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（新規）

第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、平成32年度末までの設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。
担当課	福祉課

第5節 理解と交流の促進

障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、町民をはじめ、企業や地域などに、障害に対して正しい認識と理解を広げていくことが重要です。

そのためには、理解促進に向けた啓発や交流の機会を設けることとともに、地域に住む一人ひとりが、支援を受ける側や支える側だけに固定されるのではなく、地域の大事な一員としてお互いに支え合いながらみんなで共生社会をつくるという意識を醸成する取り組みを進めることも重要です。

1. 広報・啓発活動の推進

現状・課題

- 広報誌やホームページ等を通した障害者施策に関する広報活動、各種団体と連携した広報活動、町立たんぽぽの家で制作した物品の配布等による町民と対面した啓発活動を行っています。
- 障害のある人や障害のある子どもに関する各種制度の周知は、大阪府が作成した「福祉の手引き」を活用しています。今後は、町独自のサービスを含めた手引きの作成が必要です。
- 町職員に対し、障害への理解促進に向けた研修の参加を促進しています。

施策の展開

- 各種媒体により障害に関する制度の情報提供や啓発を行うとともに、豊能町版「福祉の手引き」の作成に取り組みます。
- 各種団体や関係機関と連携し、障害に対する理解促進に向けた啓発活動を行います。
- 町職員に対する障害や人権意識の向上に向けた研修を行います。また町以外が主催する障害や人権に関する研修への職員の参加を促進します。

①障害者施策に関する広報活動の推進

【068】障害者施策に関する広報活動

第3期計画取り組み目標	町ホームページに限らず、広報誌等の媒体を通し情報提供に努めます。 「福祉の手引き」の作成について取り組み、各種制度の周知に努めます。
現状・課題・実績	町ホームページや広報誌等の媒体を通し情報提供に努めています。各種制度の周知には、大阪府版「福祉の手引き」を活用しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、広報誌や町ホームページ等を通じて、障害者施策に関する情報提供に努めます。 また、豊能町版「福祉の手引き」の作成について取り組み、各種制度の周知に努めます。
担当課	福祉課

②町、関係団体による啓発活動の推進

【069】町の広報活動等による啓発

第3期計画取り組み目標	町の広報活動による啓発に加えて、町立たんぽぽの家と連携した啓発活動に取り組みます。 また、社会福祉協議会とも連携し、広報及び障害者団体の活動周知を図ります。
現状・課題・実績	町の広報活動による啓発に加え、町立たんぽぽの家で自主制作している物品を各種イベントなどの機会に配布し、障害者の理解・啓発に努めました。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、町立たんぽぽの家と連携し、障害者と町民との交流を通した啓発活動に取り組みます。 また、社会福祉協議会とも連携し、広報及び障害者団体の活動の周知を図ります。
担当課	福祉課、町立たんぽぽの家、社会福祉協議会

【070】職員の研修への積極的な参加促進

第3期計画取り組み目標	庁内主催の人権研修に積極的に取り組むとともに、他団体が主催する研修についても周知を図り、職員の参加を促進します。
現状・課題・実績	町や町が加盟する協議会が主催する人権研修について職員に周知し、参加を促進しているところです。ただ、「人権」の範囲は広いことから、限られた研修の中で障害や障害者への理解などについて、多くの時間を設けることができないことが課題となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害や障害者への理解などを内容に含めた庁内主催の人権研修に取り組むとともに、研修参加の機会の増加に向けて、他団体主催の研修についても職員に周知し、参加を促進します。
担当課	総務課

③「障害者週間」等の啓発活動の推進

【071】各種団体との共同による啓発

第3期計画取り組み目標	豊能町人権まちづくり協会において各種団体等と連携を図りながら、町民に対し、より効果的な啓発を進めていきます。 各事業について継続して実施します。
現状・課題・実績	町人権まちづくり協会において、啓発活動を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、豊能町人権まちづくり協会において、各種団体等とともに、町民に対し、より広く、効果的な啓発活動を行います。
担当課	住民人権課・福祉課

2. ボランティア活動の推進

現状・課題

- 手話、点訳、要約筆記、朗読のボランティアを社会福祉協議会が養成していますが、受講者が少ない養成講座もあります。障害のある人の社会参加促進に向けて、これらのボランティアの増加が必要です。
- 障害の有無に関わらず誰でもボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会では関係機関と連携し、ボランティア活動の推進や、ボランティア団体への活動支援を行っています。

施策の展開

- 手話、点訳、要約筆記、朗読講習会の参加者の増加を図るとともに、既存のボランティアのレベルアップに向けた講習会を行います。
- 様々なボランティア活動があることを周知するとともに、既存のボランティアに対しては障害への理解促進に向けた講座等を行うなど、障害のある人がボランティアに参加するきっかけづくりや参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ボランティア活動を行う団体の増加に向けて、そのきっかけとなる講座の開催を検討します。
- 社会福祉協議会によるボランティア活動の促進に向けた取り組みが効果的に行われるよう、町はこれらの取り組みを広く周知するなど、町と社会福祉協議会が密に連携し、施策を推進します。

①福祉ボランティアの育成

【072】手話講習会

第3期計画取り組み目標	事前のきっかけ作りが重要であるため、活動の必要性を伝えるとともに、積極的に参加してもらえよう広報に努めます。また、登録者のレベルアップを図ります。
現状・課題・実績	講習会の参加者は少ないものの、講習会を経てボランティア活動を継続している参加者もいます。初級受講者については中級講習会への参加を促しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、初級、中級、上級と順次レベルアップを図れるよう、異なるレベルの手話講習会を実施します。また、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。 受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。
担当課	社会福祉協議会

【073】点訳講習会

第3期計画取り組み目標	ふれあいのつどいや小中学校での点訳の体験学習を通じて、活動への理解を深めます。積極的な広報により、受講者数の増大に努めます。
現状・課題・実績	受講生の人数は減少傾向ですが、点訳の重要性を周知し受講生の確保に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	レベルアップ講習会を開講し、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。 受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。
担当課	社会福祉協議会

【074】筆記通訳（要約筆記）講習会

第3期計画取り組み目標	活動の認知度を高め、理解を深めるとともに、講習会への参加者増大を目指します。登録者のレベルアップを図ります。
現状・課題・実績	ポスターやチラシ等で講習会の参加者を募集したり、講演会等で積極的に筆記通訳の活動をしたりしていますが、認知度が低いためか講習会への参加者が少ない状況です。参加者がおらず開講ができない場合もあります。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	地域への啓発も含め講習会を継続して実施します。 受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。
担当課	社会福祉協議会

【075】朗読講習会

第3期計画取り組み目標	登録メンバーも多く、対面朗読や施設での朗読ボランティア、「広報とよの」の朗読テープ作成など活動も活発です。今後は、レベルアップに向けた取り組みも必要であることから、実施について検討します。
現状・課題・実績	初級朗読講習会受講者へ講習会終了後、引き続き実施する中級朗読講習会への参加を促しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	レベルアップ講習会を開講し、登録メンバー全体のレベルアップを目指します。 受講者の増加に向けて、広報誌等で積極的に講習会の情報提供を行います。
担当課	社会福祉協議会

【076】多様なボランティア活動の推進

第3期計画取り組み目標	障害の有無に関わらず、ボランティア活動への参加と多様なボランティアニーズに対応できるような幅広いボランティア活動の推進を図ります。さらに、障害のある人に参加いただけるように地域での呼びかけ、広報の充実を図ります。
現状・課題・実績	地区福祉委員会、ボランティア連絡会、施設などと連携し「ふれ愛交流会」（障害者、高齢者等のつどいの場）を実施しています。地域と連携することで障害者への理解を深めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	障害の有無に関わらず、誰もがボランティアに関心を持ち、またボランティア活動に参加できるよう、様々な活動の場があることを地域に向けて発信します。 またボランティアを対象に、講座等を通じ障害への理解を深める取り組みを行います。
担当課	社会福祉協議会

②ボランティア活動への支援

【077】各種のボランティア活動や地域活動への支援

第3期計画取り組み目標	より多くの方にボランティア活動に参加していただけるよう継続的な呼びかけ、募集、広報を行います。また新たな講座の計画も行います。
現状・課題・実績	現在多くの方が継続してボランティア活動をされていますが、新たに登録されるグループ、個人ボランティアが少ない状況となっています。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	既存のボランティアグループの支援とともに、新たに活動を始めようとする団体への支援も行います。またボランティア活動のきっかけとなる講座を検討します。
担当課	社会福祉協議会

3. 福祉教育の推進

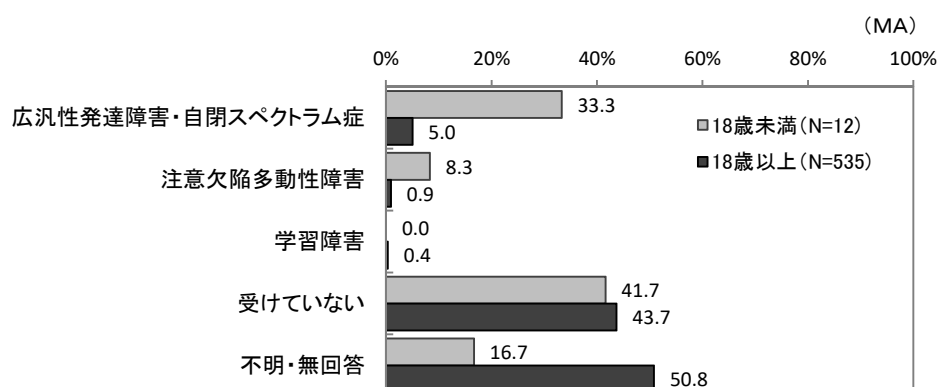
現状・課題

- ノーマライゼーションの理念の定着や、共生社会をつくっていくためには、障害に対する理解を深めるための福祉教育が欠かせないことから、地域全体を対象に、発達障害等を含めた障害児への理解促進に向けた福祉教育を行っています。
- 当事者アンケートでは、障害児のうち、33.3%が広汎性発達障害・自閉スペクトラム症、8.3%が注意欠陥多動性障害の診断を受けていると回答しています。家庭をはじめ、学校や地域それぞれが子ども一人ひとりの成長を育んでいくためには、発達や障害等に応じた理解が必要であることがうかがえます。
- 障害をはじめ、人権全般に対する取り組みとしては、豊能町人権教育推進計画に基づき、障害のある人への理解促進を含めた各種施策を進めています。
- また、障害に対する理解促進に向けて、障害のある人が地域活動に参加する機会や、近隣住民と交流する機会を設けています。
- これらの施策を進めているものの、当事者アンケートでは、差別を受けたり、いやな思いをしたことがあると回答した人が1割あまりいる状況であり、知的障害のある人、精神障害のある人、重複して障害のある人ではその割合は2割を超えています。

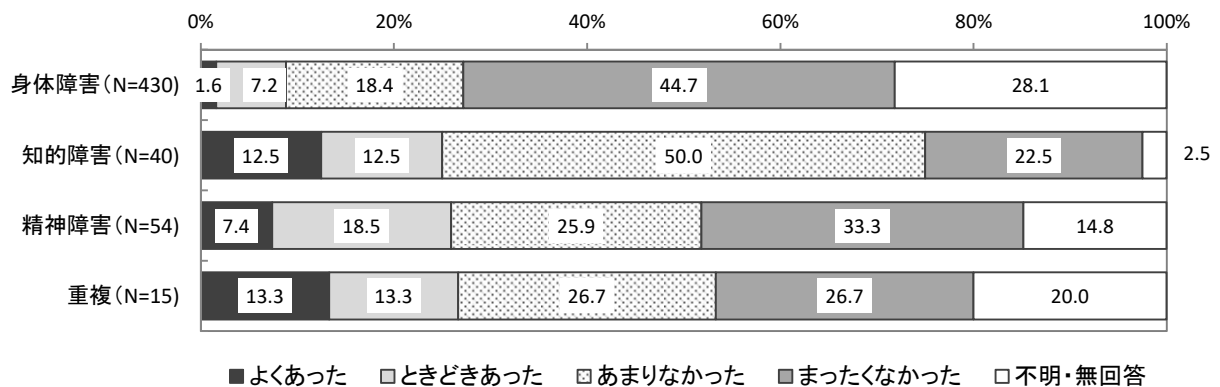
施策の展開

- 学齢期から障害に対する正しい理解や認識を育てるため、学校における福祉教育の充実を図ります。
- 地域の多くの人々が障害に対する理解を深めるための機会を持てるよう、講演会の開催等による福祉教育を行います。
- 障害のある人と地域の人との交流機会を積極的に設け、相互理解を促進します。

【図 発達障害の診断を受けているか】



【図 差別を受けたりいやな思いをしたりした経験】



①交流教育の推進

【078】福祉教育の推進

第3期計画取り組み目標	関係機関と連携し、取り組みの推進を図ります。 発達障害等を含めた障害児への理解が、地域全体で深められるよう講演会等、福祉教育を充実します。
現状・課題・実績	障害者週間等の啓発ポスターの町内施設での掲示、啓発品の配布を行っています。 広く町民が、障害福祉について理解と認識を深められるよう、福祉教育（障害児理解教育）の充実に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き関係機関と連携し、発達障害等を含めた障害児への理解を地域全体で深められるよう、福祉教育の充実を図ります。
担当課	教育支援課・福祉課

【079】人権行政推進計画の推進

第3期計画取り組み目標	障害者をはじめあらゆる人の人権が尊重される社会の実現のため、庁内各課及び関係機関と連携しながら取り組みます。 学校から人権教育を発信し、家庭・地域も含んだ取り組みをさらに推進します。
現状・課題・実績	障害者、外国人、高齢者、児童等あらゆる人の人権が尊重されるよう庁内各課及び関係機関と連携し、人権行政推進計画の各施策に取り組んでいます。 町の人権まちづくり協会と教育委員会との連携としては、障害者理解をはじめ、様々な人権について正しい理解と認識を深められるよう、人権作品募集、講演会、各種講座等、人権学習の推進を図っています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現のため、関係機関と連携し、人権行政推進計画の各施策の推進に取り組めます。 学校や地域等においては、地域や関係機関と保育・教育機関が連携し、子どもたちの地域福祉への認識と障害を持つ人との共生についての意識を高めていきます。
担当課	住民人権課・教育支援課

②ふれあい・交流の場づくりの充実

【080】地域活動への障害者の参加促進

第3期計画取り組み目標	講演会や自治会、町民団体等が行う地域活動に、障害者の参加が促進されるよう行事のあり方等について地域への働きかけと啓発の取り組みを推進していきます。 現事業を継続的に実施するとともに、障害の有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる事業の展開を図ります。
現状・課題・実績	自治会主催の夏祭り（町立たんぼぼの家）、とよのまつり等（町立たんぼぼの家、障害者団体）に参加しています。 また、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる事業を展開できました。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	引き続き、地域活動への障害者の参加促進に向けた働きかけや啓発の取り組みを推進します。 また、障害の有無に関わらず、誰もが気軽に参加できる事業の展開を図ります。
担当課	福祉課・生涯学習課

【081】近隣住民とのふれあいの促進

第3期計画取り組み目標	障害者と近隣住民とのふれあい・支え合いが促進されるよう、民生委員児童委員、自治会を通じた啓発活動の推進を図り、ともに生きるまちづくりについて啓発に努めます。
現状・課題・実績	近隣住民との触れ合いの促進を実施するとともに、豊能町人権まちづくり協会へ障害者団体が参画しています。民生委員児童委員等と障害者との交流を行っています。また、町立たんぼぼの家では、地区福祉委員会の事業にも参加しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 （取り組み目標）	引き続き、取り組みを推進します。
担当課	福祉課・住民人権課

第6節 スポーツ・文化活動の振興

スポーツや文化活動を行うことは、生活を豊かにしたり、生きがいのある生活を送ったり、社会参加の促進につながるものです。特にスポーツ活動は、機能回復や健康・体力の保持増進にもつながります。これらの活動は、障害の有無に関わらず促進していくべきものですが、実際には障害のある人が、障害のない人と同じようにスポーツや文化芸術活動に参加できていると言える状況ではなく、誰もがこれらの活動に参加しやすい環境を整備することが求められています。

1. スポーツ・文化活動の活性化

現状・課題

- 障害のある子どもの健康増進や仲間とともにスポーツを楽しむ機会として、障害のある子どもを対象とした水泳教室を継続して実施しています。
- 障害のある人のスポーツ活動の促進に向けて、「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対する支援を行っています。
- 障害のある人に対して、スポーツセンター シートスの使用料の半額免除を行っています。
- 障害のある人が文化活動に参加しやすいよう、ユーベルホールで開催される主な自主公演の鑑賞料金の割引を行っています。また、重度の障害のある人がユーベルホールでの鑑賞がしやすいように、車いすスペース等を活用しています。

施策の展開

- スポーツセンター シートスを活用し、障害のある子どもを対象とした水泳教室を実施するとともに、障害のある人に対しては利用料金の半額免除を行い、障害のある人や障害のある子どもがスポーツを行いやすい環境を提供します。
- 「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者の増加を図るとともに、参加者に対する支援を行います。
- ユーベルホールにおいて、障害のある人や介護者に対するチケット代金の割引を行い、文化活動への参加を促進します。

①スポーツ、文化活動の充実

【082】シートスにおける水泳教室等の実施

第3期計画取り組み目標	シートスにおいて、障害児を対象とした水泳教室等を実施します。
現状・課題・実績	5年間を通して、障害児を対象とした水泳教室の参加人数が増加傾向にあり、順調に進んでいます。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、シートスにおいて、障害児を対象とした水泳教室等を実施します。
担当課	生涯学習課（シートス）

【083】「大阪府障がい者スポーツ大会」参加者への支援

第3期計画取り組み目標	大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者に対する支援を行います。
現状・課題・実績	大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対する支援を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者スポーツの振興と障害者相互の交流の促進の観点から、引き続き、大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」への参加者に対する支援を行います。
担当課	福祉課

【084】障害者スポーツ・文化活動の推進

第3期計画取り組み目標	障害者スポーツ・文化活動の推進を図ります。
現状・課題・実績	大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対する支援を行っていますが、参加者が少ない状況となっています。 【実績】大会参加人数 平成26年度：2名、平成27年度：2名、平成28年度：2名
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者スポーツ・文化活動の推進に向けて、引き続き、大阪府が実施する「大阪府障がい者スポーツ大会」の参加者に対する支援を行います。 また、広報等を通じ、「大阪府障がい者スポーツ大会」の周知に努めます。
担当課	福祉課

②スポーツ、文化活動支援体制の充実

【085】町自主事業（公演）チケット割引制度

第3期計画取り組み目標	障害者とその介助者に対して町の自主事業（公演）のチケット代金の500円割引を行います。
現状・課題・実績	割引制度の導入により、障害者だけでなく介護者も割引されるので、公演の参加がしやすくなったと考えられます。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	障害者の余暇活動、文化活動の振興に向けて、引き続き、障害者とその介助者に対して主な町の自主事業（公演）のチケット代金の割引制度を継続できるよう努めます。
担当課	生涯学習課（ユーベルホール）

【086】重度障害者の受け入れ対応の充実

第3期計画取り組み目標	車いすスペース等を利用し、重度障害者の入場について対応します。 車いすスペース等の活用を図ります。
現状・課題・実績	車いすスペースを設けることにより、より多くの人や障害者がユーベルホールに入場できました。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、重度障害者がユーベルホールに入場しやすいよう、車いすスペース等の活用を図ります。
担当課	生涯学習課（ユーベルホール）

【087】シートス利用料金半額免除の実施

第3期計画取り組み目標	障害者のシートス利用に対し、個人利用及び月間施設利用の各料金の半額減免を行います。
現状・課題・実績	広報誌のシートスのページにプール、トレーニング施設利用料金の半額減免を掲載し、町民の方に対して広く周知を図りました。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	引き続き、障害者のシートス利用に対し、個人利用及び月間施設利用の各料金の半額減免を行います。
担当課	生涯学習課（シートス）

第7節 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害のある人が社会活動に参加しやすい環境や、安全に安心して暮らせる地域をつくるためには、移動しやすい環境の整備や利用しやすい公共施設等の整備、防犯・防災の取り組み、災害発生時の支援体制の整備が求められます。

電車や路線バスといった公共交通機関におけるバリアフリー等の環境整備はもとより、公共交通機関が充実しているとはいえない本町における移動手段の確保方策について検討し、より移動しやすい環境を整備することが必要です。

防災対策としては、近年、大きな被害をもたらすような自然災害が多く発生していることや大地震の発生が予測されていることから、いつでも起こりうる災害への対策を充実していく必要があります。

防犯については、判断能力が不十分な人を犯罪や消費者トラブルから守るために、防犯に関する情報を提供していますが、今後、障害のある人やその家族の高齢化や、地域移行を推進していく中で一人暮らしをする障害のある人が増えていくことなどが考えられることから、防犯対策に向けた取り組みを強化することも必要です。

1. 生活環境の整備

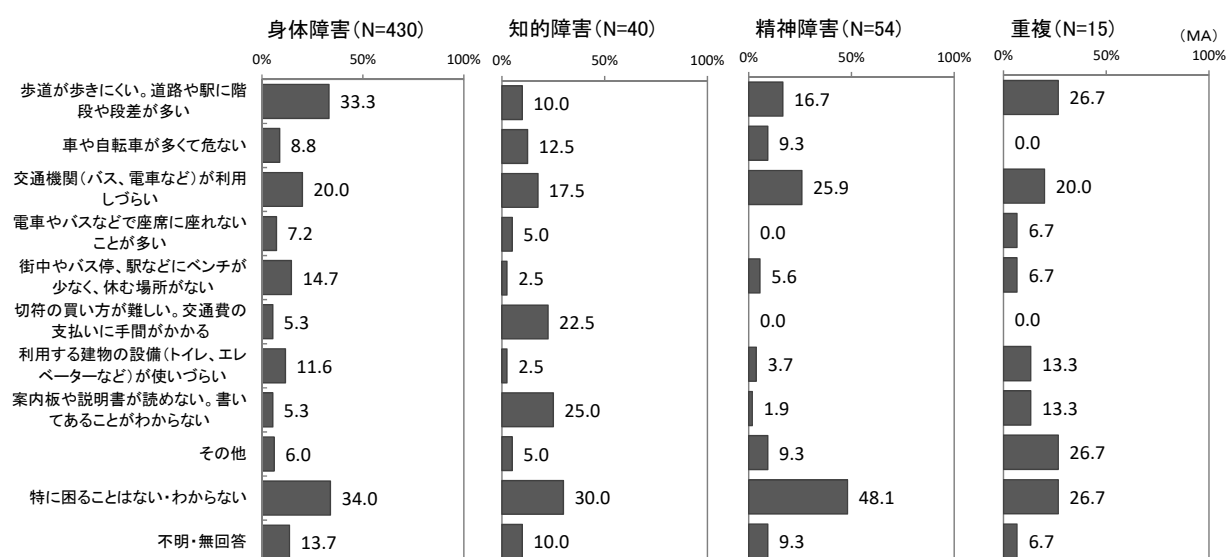
現状・課題

- 公共施設では、障害者用のスロープや障害者用トイレを設置しバリアフリー化を進めていますが、エレベーターの設置ができていない等の状況もあり、さらなる取り組みが必要です。
- 民間の建築物に対してはバリアフリー化の整備を指導していますが、費用の問題から整備が進んでいない建物もあります。
- 歩道の段差の解消に向けては、個別の要望等を踏まえながら整備しているところです。当事者アンケートでは、バリアフリー関係について外出時に困ることとして、身体障害のある人と重複して障害のある人では「歩道が歩きにくい。道路や駅に階段や段差が多い」という意見が多くなっており、歩道等のバリアフリー化のさらなる整備が必要となっています。

施策の展開

- 公共施設でのバリアフリー化をさらに進めるとともに、民間施設のバリアフリー化の指導を行い、町全体で障害のある人が利用しやすい建築物の増加を図ります。
- 障害のある人の外出を支援し、歩行時の安全を確保するために、障害種別に応じた歩行環境を整備します。
- 障害のある人の意見や視点をまちづくりに反映できるよう、当事者や家族との意見交換を積極的に行います。

【図 バリアフリー関係について、外出時に困ること】



①公共建築物の整備

【088】公共施設のバリアフリー化の推進

第3期計画取り組み目標	本庁舎等において障害者用スロープ設置、障害者用トイレの設置、車いすの常備などの対応を行いました。 今後も引き続き取り組みを行い、さらに他の公共施設においてもさらにバリアフリー化に努めます。
現状・課題・実績	吉川支所では、障害者用スロープ設置、障害者用トイレの設置、車いすの常備などの対応を行っています。2階へ上がる手段が階段のみであり、今後、障害者等に配慮したものに改善する必要があります。 図書館では、バリアフリー化が整えられています。 その他の公共施設については、スロープ設置、障害者用トイレの設置、車いすの常備などの対応を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性(取り組み目標)	障害者をはじめ多くの町民が利用する公共施設を、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリー化されていない公共施設において、敷地、建築物のバリアフリー化に努めます。
担当課	福祉課・各課

②民間建築物の整備

【089】 民間建築物の整備

第3期計画取り組み目標	障害者をはじめ多数の町民が利用する民間施設に対し、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、敷地、建築物のバリアフリー化を進め、整備を指導します。
現状・課題・実績	民間建築物に対するバリアフリー化の取り組みについては、個別対応等を行っています。ただ、バリアフリー化が努力義務の建築物については費用負担等もあり、バリアフリー化されていない建築物もあります。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	引き続き、民間建築物における、敷地、建築物のバリアフリー化に対し整備を指導します。
担当課	福祉課・建設課

③道路の整備

【090】 歩道段差等改良工事

第3期計画取り組み目標	障害者や高齢者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に歩道を利用できるよう、段差の解消、補修、点字ブロック設置等の道路の整備を推進します。 段差解消の効果が得られる平地部はほぼ完了となっています。残りの段差については要望などを踏まえ、個別に対応していく予定です。
現状・課題・実績	段差解消については、要望等を踏まえ個別に対応しています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者や高齢者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に歩道を利用できるよう、要望等を踏まえて、段差の解消、補修、点字ブロック設置等の道路の整備に個別に取り組みます。
担当課	建設課

④障害者当事者等の意見を聞く場の確保

【091】 障害者当事者等の意見を聞く場の確保

第3期計画取り組み目標	町が進める地域環境や住環境等のバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害者当事者の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、一般企業・事業所等が障害者の意見を聞く場を設けるような環境づくりの働きかけに努めます。
現状・課題・実績	精神障害者家族会「きずな」の定例会や「町立たんぽぽの家」保護者会等に出席し、情報提供・意見交換を行っています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	町が進める地域環境や住環境等のバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害当事者等との意見交換を行います。 また、他の団体の意見を聞く場の確保に努めます。
担当課	福祉課

2. 移動環境の整備

現状・課題

- 移動手段の確保として、在宅高齢者等外出支援事業の中で重度障害者への移動支援を実施しています。
- 今後、近隣市における鉄道の延伸や高速道路の開業による企業立地など、町をとりまく公共交通体制が変化すると予測されることから、その動向に応じた移動環境の整備が必要です。

施策の展開

- 移動支援を利用しやすいものとするために、民間への事業委託も含め事業方法について検討を行います。
- 民間の交通事業者と協議しながら、町の公共交通体系の構築を進めます。

①歩行空間の整備

【090】歩道段差等改良工事（再掲）

第3期計画取り組み目標	障害者や高齢者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に歩道を利用できるよう、段差の解消、補修、点字ブロック設置等の道路の整備を推進します。 段差解消の効果が得られる平地部はほぼ完了となっています。残りの段差については要望などを踏まえ、個別に対応していく予定です。
現状・課題・実績	段差解消については、要望等を踏まえ個別に対応しています。
第4期計画に向けた課題と方向性（取り組み目標）	障害者や高齢者をはじめとするすべての人が安全かつ快適に歩道を利用できるよう、要望等を踏まえて、段差の解消、補修、点字ブロック設置等の道路の整備に個別に取り組めます。
担当課	建設課

②公共交通機関の整備

【092】重度障害者への移動支援

第3期計画取り組み目標	現在町で実施している移動支援は、移送範囲・回数を制限し実施（NP0 団体に委託）しているものの、町内をはじめ福祉有償運送有資格団体が増加しています。移動支援を民間団体に移行することにより、移送範囲の拡大や利用回数の増大等、利用者にとってのメリットも多く、町の経済的な負担も大幅削減が可能であり、さらには、団体間での競争によるサービス向上も期待できることから、今後町の事業として継続すべきか（民間）団体へ移行すべきか検討する必要があります。
-------------	---

現状・課題・実績	福祉有償運送有資格団体が増え、利用者が分散している傾向があります。現在の NP0 法人への委託の見直し時期と重なっていることから、事業の移行について検討が必要です。
第 4 期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	在宅高齢者等外出支援事業中で重度障害者への移動支援を実施していますが、福祉有償運送有資格者団体が増えたことにより、事業自体を民間へ移行するかどうか検討を行います。
担当課	健康増進課

【093】民間公共交通機関を活用した公共交通体系の構築

第 3 期計画取り組み目標	従来の巡回バスは利用者が少なく、町の財政状況の悪化から継続が困難となったため、運行を休止し、東西を結ぶ東西バスと東地区デマンドタクシーの社会実験運行を実施することで、町の交通体系の検討をしていくこととしています。 一方民間の公共交通機関は、少子高齢化やモータリゼーションの影響で利用者数が減少しており、全国的に合理化の動きがみられます。 町においても合理化が進められており、障害者やその介助者の移動環境への影響が懸念されます。 今後はこのような民間公共交通の動向を考慮に入れ、民間公共交通をより活用した公共交通体系を構築することで、障害者等の移動環境の維持確保を目指す必要があります。
現状・課題・実績	従来の巡回バスは利用者が少なく、町の財政状況の悪化から継続が困難となったため、社会実験を重ね現在の豊能町リレー便と東地区デマンドタクシーの運行に至っています。 平成 26 年 4 月に策定した豊能町地域公共交通基本構想には、巡回バス運行の構想はありませんが、民間公共交通を活用した公共交通体系を構築することで、障害者等の移動環境の維持確保が必要であると考えています。
第 4 期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	平成 26 年 4 月に策定した豊能町地域公共交通基本構想では、阪急バス箕面森町線のときわ台駅（もしくは光風台駅）までの延伸を目指しており、これにより現在代替手段として運行している豊能町リレー便を廃止することとなっています。 今後は、平成 32 年に開業予定の北大阪急行の延伸や箕面森町企業団地の開発に伴って大幅にバスの運行形態が変わることが予想されます。 このような民間公共交通の動向を考慮に入れ、民間公共交通をより活用した公共交通体系を構築し、障害者等の移動環境の維持確保を目指します。
担当課	秘書政策課

3. 防災・防犯対策の推進

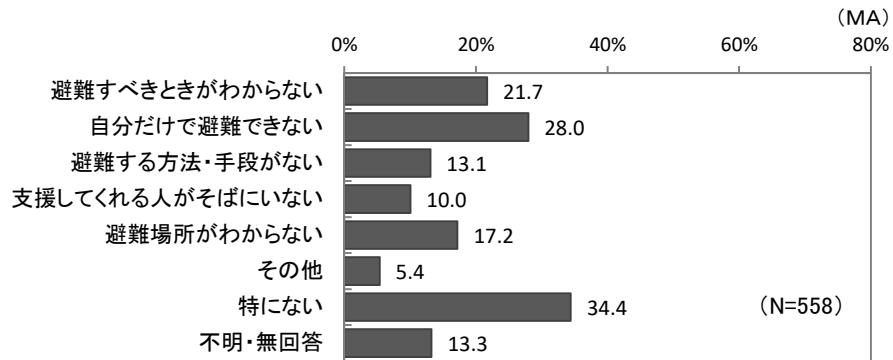
現状・課題

- 自治会それぞれの自主防災組織を組織化し、啓発や避難時の支援体制の検討を進めるなど防災体制の強化を図っています。
- 災害が発生したときには、自力では避難できない障害のある人の避難を迅速に行う必要があります。また、障害者等施設で活動しているときに災害が発生したとしても、職員だけでは利用者を迅速に避難させることは困難なことも想像されることから、地域住民の協力が不可欠です。そのため、町民とともに障害の状況や特性等を踏まえた避難訓練を実施する必要がありますが、実施には至っていません。
- 当事者アンケートでは、災害発生時の心配事として「自分だけで避難できない」との意見が多くなっており、地域の人と協力した避難時の支援体制の確保が必要であることが改めてうかがえます。
- 防犯に関しては、メールで緊急時の情報提供ができる体制を整備しています。

施策の展開

- 自主防災組織と連携し、障害のある人に対する防災への啓発や、迅速に避難できる体制を整備します。
- 地域で行われる避難訓練が、障害のある人や障害福祉サービス事業所等も含めて実施されるよう、関係機関とともに取り組みます。
- 防犯に関する情報を障害のある人すべてに提供できるよう、障害種別に応じた広報に努めます。

【図 災害発生時、避難するときの心配事】



①障害者に配慮した防災対策の推進

【094】地域の防災対策の確立

第3期計画取り組み目標	現状体制を継続するとともに、町民からの要望等を広聴する機会を増やすように努めます。 更に自主防災組織と連携を取り、障害者への防災取り組みの啓発を行います。 各団体等の避難支援者との連携により、障害者児の状態を考慮した避難支援体制の確立を図ります。 消防通信業務が他市との共同運用となり、携帯電話やパソコンによるメールサービス等については、今後も継続検討が必要です。
現状・課題・実績	平成27年度より、地域防災力強化の一環として、自治会単位での自主防災組織の組織化を促進しており、組織化された自主防災組織などと連携し、防災への取り組みの啓発、障害者に対する避難支援・避難所運営の在り方などについて取り組んでいるところです。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	自主防災組織等と連携を図り、障害者に対し防災の啓発などに取り組むとともに、災害時等に障害者がいち早く避難行動などが起こせるよう、迅速かつ的確に情報伝達ができるさらなる手段の確保に努めます。また、災害時における要支援者の受入れ体制の整備について社会福祉施設等と協議を行います。
担当課	総務課・福祉課・健康増進課

②災害発生時における対策の強化

【095】 障害者の参加する避難訓練

第3期計画取り組み目標	関係機関と連携を図り、障害者の参加する避難訓練の取り組みを図ります。
現状・課題・実績	障害者等施設においては、独自に避難訓練を実施していますが、地域と合同の避難訓練等は実施できていません。 防災担当課とともに自宅で生活している要支援者の災害時における対策を協議する必要があります。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	障害者の参加する避難訓練の実施に向けて、関係機関と連携して地域の協力を仰ぐとともに、実施方法について検討を行います。
担当課	福祉課・総務課

③防犯対策の強化

【096】 防犯対策の強化

第3期計画取り組み目標	防犯情報の伝達が難しい障害者に対し、現在実施している高齢者への緊急通報装置の貸与の対象者を広げる等、警察・消防等への通信手段の確保に努めます。また、障害者・高齢者等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項の広報啓発活動に努めるなど、双方向で取り組みます。
現状・課題・実績	「声の広報」を活用した防犯情報の提供を実施しています。また、「安まちメール」や「たんぽぽメール」による防犯に係る緊急情報を配信し、登録の広報に努めています。
第4期計画に向けた課題と方向性 (取り組み目標)	行政、町民、警察、消防等が一体となり連携を強化し、詐欺等の被害を未然に防止するための各種情報提供や犯罪被害の防止、犯罪を発生させない環境づくりに努めます。 また、障害種別に応じた防犯情報の広報に努めます。
担当課	住民人権課・農林商工課

第5章 障害福祉サービス等の状況

第1節 障害福祉サービスの状況

1. 訪問系サービス

居宅介護については、平成29年度の見込値が計画値を下回っていますが、利用人数は若干増加傾向にあります。

その他のサービスについては、利用実績の大きな変化は見られません。

今後、施設入所者や長期入院中の精神障害者の地域生活への移行が進むにつれ、利用者数が増加すると見込まれます。

(1か月あたり)

サービス	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
居宅介護	人	14	16	16	16	19	17
	時間	340	437	380	387	420	371
重度訪問介護	人	1	0	1	0	1	0
	時間	120	0	120	0	120	0
同行援護	人	2	1	3	2	4	2
	時間	20	9	30	21	40	18
行動援護	人	1	0	1	0	1	0
	時間	10	0	10	0	10	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

2. 短期入所

短期入所については、おおむね計画どおりのサービス量となっています。利用者数は横ばいで推移しています。引き続き、緊急時等の対応ができればサービスの確保に努める必要があります。

また、今後、医療的ケアの必要な方の受け入れが可能な短期入所を確保することも必要です。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
短期入所	人	6	6	7	6	8	6
	人日分	13	23	16	14	19	18

3. 日中活動系サービス

就労移行支援、就労継続支援A型については、利用人数、利用日数ともにおおむね実績値・見込値が計画値を上回っています。また、利用実績の伸びが大きくなっています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
生活介護	人	36	36	37	38	38	38
	人日分	690	708	700	739	710	739
自立訓練	人	4	3	4	3	4	2
	人日分	80	53	80	39	80	33
就労移行支援	人	2	4	2	5	2	5
	人日分	40	72	40	82	40	99
就労継続支援A型	人	4	5	4	4	4	7
	人日分	80	91	80	84	80	127
就労継続支援B型	人	25	26	28	26	31	26
	人日分	460	443	510	383	560	413
療養介護	人	1	0	1	0	1	0
	人日分	31	0	31	0	31	0

※ 人日分＝「月間の利用人員」×「一人当たりの月平均利用日数」

4. 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、実績値・見込値が計画値を下回っています。町内にグループホームがないことから、利用者数は横ばいで推移しています。

施設入所支援については、実績値・見込値が計画値を上回っています。地域移行等による退所者がいる一方で、新規に入所する方がいることから、ほぼ横ばいの実績値・見込値となっています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
共同生活援助(グループホーム)	人	12	9	16	9	19	9
施設入所支援	人	14	18	14	19	14	19

5. 相談支援

計画相談支援については、実績値・見込値が計画値を下回っています。3 障害それぞれで利用者の微増を見込んでいましたが、3 障害ともおおむね横ばいの実績値・見込値であることから、全体の実績値・見込値についてもおおむね横ばいで推移しています。

(1 か月あたり)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
計画相談支援	人	20	14	23	11	26	11
地域移行支援	人	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人	2	0	2	0	2	0

第2節 地域生活支援事業の状況

1. 相談支援事業

障害者相談支援事業については、随時、町職員が窓口や電話による相談に応じるほか、相談支援事業所に委託を行い、出張相談窓口を設けるなどして障害者本人や家族等からの相談に応じています。

障害者虐待防止センターは、福祉課内に設置しています。窓口での障害者虐待の相談受け付けや、専用電話による通報体制を整備しています。

基幹相談支援センターについては、平成29年度中の設置に向けて検討を行いましたが、事業実施には至っていません。

地域自立支援協議会については、平成24年度に発足した豊能町・能勢町地域自立支援協議会において、本部会議及び豊能町地域会議の場において地域の課題について検討を行うとともに、関係機関のネットワークの構築に努めています。

(設置数・実施の有無)

サービス	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
障害者相談支援事業(委託)	箇所	2	2	2	2	2	2
障害者虐待防止センター	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施有無	無	無	無	無	有	無
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

2. 権利擁護支援事業

成年後見制度利用支援事業については、利用実績(見込)はありませんでした。

(年間利用者数・実施の有無)

サービス	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

3. 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のための意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るものです。

(年間)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
手話通訳者派遣事業 (実利用見込者数)	人	4	0	4	0	4	1
要約筆記者派遣事業 (実利用見込者数)	人	2	0	2	0	2	0
手話通訳者設置事業 (実設置者数)	箇所	1	0	1	0	1	0
手話奉仕員養成研修 (研修修了者数)	人	5	0	5	0	5	0

4. 日常生活用具給付事業

重度身体障害者等に対して、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るものです。

排泄管理支援用具の実績値・見込値が計画値を上回っています。ストーマ装具の利用件数が年々増加していることが要因となっています。

(年間給付件数)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
介護・訓練支援用具	件	1	2	1	2	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	3	1	4	1
在宅療養等支援用具	件	8	5	9	4	10	4
情報・意思疎通支援用具	件	2	1	3	8	3	3
排泄管理支援用具	件	300	310	310	362	320	380
住宅改修費	件	1	0	1	1	1	1

5. 移動支援

屋外での移動が困難な人に対して外出のための支援（個別支援型）を行い、地域における自立生活及び社会参加を支援するものです。人数、時間ともに実績値・見込値が計画値を下回っています。

（年間実利用者数・年間利用時間数）

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
移動支援事業（個別支援型）	人	15	12	17	9	19	12
	時間	1,000	705	1,150	677	1,300	1,000

6. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して相談支援事業を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を行う通所型施設として運営し、地域での生活を支援しています。

（年間件数）

サービス		単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
基礎的事業		箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数		人	10	11	11	14	12	14
機能強化事業	I 型	箇所	1	1	1	1	1	1
	II 型	箇所	0	0	0	0	0	0
	III 型	箇所	0	0	0	0	0	0

7. その他事業

理解促進・研修啓発事業、自発的活動支援事業については、事業の実施がありませんでした。

(実施の有無、年間実利用者数)

サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
理解促進・研修啓発事業	実施有無	有	無	有	無	有	無
自発的活動支援事業	実施有無	有	無	有	無	有	無
点字・声の広報等発行事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
訪問入浴サービス事業	人	1	2	1	2	1	1
日中一時支援事業	人	1	0	1	0	1	1
身体障害者自動車運転免許取得助成事業	人	1	0	1	0	1	1
身体障害者自動車改造助成事業	人	1	0	1	2	1	2

※「身体障害者自動車運転免許取得助成事業」は、平成 28 年 11 月から「障害者自動車運転免許取得助成事業」に名称変更しました。

第3節 障害児支援サービスの状況

1. 障害児支援サービス

児童発達支援については、利用人数、利用日数ともに実績値・見込値が計画値を下回っています。増加を見込んでいましたが、おおむね横ばいで推移しています。

放課後等デイサービスについては、利用人数、利用日数ともに実績値・見込値が計画値を大きく上回っています。平成27年に町内に1か所事業所が開設されたことに加えて、事業が広く周知されたことが要因となっています。しかしながら、町内の放課後等デイサービス事業所は1か所のみであり、利用者の多くは近隣市町所在の事業所を利用している状況にあります。

障害児相談支援については、実績値・見込値が計画値を下回っています。

(1か月あたり)

サービス	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値
児童発達支援	人	8	9	10	6	12	7
	人日分	64	38	80	34	96	40
医療型児童発達支援	人	1	1	1	1	1	1
	人日分	3	2	3	1	3	3
放課後等デイサービス	人	4	5	5	12	6	13
	人日分	16	28	20	66	24	72
保育所等訪問支援	回数	1	0	1	0	1	1
障害児相談支援	人	13	5	16	3	19	3

※ 人日分＝「月間の利用人員」×「一人当たりの月平均利用日数」

第6章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策（障害福祉計画）

第1節 第5期障害福祉計画の概要

1. 計画の方向性

障害者総合支援法の目的や理念を踏まえ、誰もが等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい支援を行えるよう、以下の4点を障害福祉計画の方向性とします。

（1） 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が、誰と、どこで、どのように暮らすかについて自ら決定することを尊重するとともに、住み慣れた地域で希望する生活が送れるように、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図ります。

（2） 障害の種別によらない身近な地域でのサービス提供の実施

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人はもちろん、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等、障害のある人すべてに対する一元的な障害福祉サービスの充実を図るとともに、大阪府等の支援等を通じて格差のない障害福祉を提供します。

（3） 地域生活移行や就労支援等へのサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、地域生活を支援する拠点づくりや地域の社会資源を最大限活用して、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築に努めます。

（4） 地域共生社会の実現に向けた取り組み

サービスや支援の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、町民一人ひとりが地域の一員として、お互いに支え合いながら、主体的に地域をより良くする取り組みを行えるよう、地域共生社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

第2節 成果目標の設定

第5期障害福祉計画においては、平成32年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30年度から平成32年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされています。

■ 成果目標と活動指標の関係



第5期豊能町障害福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の4点を成果目標とします。

成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行
 - ①地域生活移行者の増加
 - ②施設入所者の削減
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
3. 障害者の地域生活の支援
 - ①地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行
 - ①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
 - ②就労移行支援事業の利用者の増加
 - ③就労移行支援事業所の就労移行率の増加
 - ④就労定着支援による職場定着率の増加
 - ⑤就労継続支援B型事業所における工賃向上

1. 施設入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

【国】

地域生活への移行については、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 %以上の地域生活への移行と、第 4 期計画で定める平成 29 年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

施設入所者の削減数については、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 %以上の削減と、第 4 期計画で定める平成 29 年度末までの施設入所者の削減数の実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

【府】

地域生活への移行については、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 %以上の地域生活への移行と、第 4 期計画で定める平成 29 年度末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することを基本としています。

施設入所者の削減数については、平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者から 2 %以上削減することを基本としています。

【町】

上記の方針を踏まえ、町では平成 32 年度末時点の施設入所者数及び地域生活移行者数、削減数を次のとおりとします。

施設入所者の地域生活への移行		人数	備考
施設入所者数（第4期計画期間中）		19	平成 28 年度末時点（A）
地域生活移行者数	目標値	2	$(A) \times 9\%$
施設入所者の削減数	目標値	1	$(A) \times 2\%$

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【国】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

【府】

市町村において、平成 32 年度末までに、協議の場を設置することを目標として設定しています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、平成 32 年度末までの設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。

3. 障害者の地域生活の支援

① 地域生活支援拠点等の整備

【国】

「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の 5 つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

【府】

市町村又は圏域に少なくとも一つ整備することを、平成 32 年度末までにおける目標として設定しています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、平成 32 年度末までの整備に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。

4. 福祉施設から一般就労への移行

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

【国】

平成 32 年度中に一般就労に移行する者を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることと、第 4 期計画で定める平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと思込まれる場合には、その割合を加えて、成果目標を設定することとされています。

【府】

平成 32 年度末までに福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じて一般就労に移行する者を、府域全体で平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上（1,700 人以上）とすることを設定し、市町村ごとに按分した目標値を提示します。

【町】

福祉施設から一般就労への移行については、第 4 期計画の目標値やこれまでの移行実績などを踏まえ、福祉施設利用者数の実績を基礎として、大阪府から提示される数値を目標とします。

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加		人数	備考
福祉施設から一般就労への移行者		5	平成 28 年度実績
福祉施設から一般就労への移行者	目標値	7	大阪府計画目標値 1,700 人のうち、本町の目標値とされた数値(1.4 倍)

② 就労移行支援事業の利用者の増加

【国】

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させることと、現計画で定める平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合には、その割合を加えて成果目標を設定することとされています。

【府】

国の基本指針同様、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加させることを目標として設定しています。

【町】

上記の方針を踏まえ、町では平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者を次のとおりとします。

就労移行支援事業の利用者の増加		人数	備考
就労移行支援事業利用者数		5	平成 28 年度末時点 (A)
就労移行支援事業利用者数	目標値	6	(A) × 120%

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

【国】

平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標として設定することとされています。

【府】

国の基本指針と同じ目標を設定しています。

【町】

現在、町内所在の就労移行支援事業所がないため、目標値は設定しませんが、第 5 期計画期間中に事業所が設立された場合には、就労移行率が 3 割以上となるように取り組みます。

④ 就労定着支援による職場定着率の増加

【国】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本として目標を設定することとされています。

【府】

国の基本指針と同じ目標を設定しています。

【町】

就労定着支援は、平成30年度から開始される、新しいサービスです。本町においては就労定着支援事業所の整備を図るとともに、事業所が設立された場合には、職場定着率が8割以上となるように取り組みます。

⑤ 就労継続支援B型事業所における工賃向上

【府】

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援B型の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。

このため、工賃の平均額について、大阪府独自に成果目標を設定することとし、市町村においては、大阪府から提供される管内の就労継続支援B型事業所において設定された平成32年度の目標工賃を踏まえて目標額を設定することとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、町では平成32年度の就労継続支援B型事業所における工賃を次のとおりとします。

また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者施設等からの物品を調達する等の支援を行います。

就労継続支援B型事業所における工賃向上		月額	備考
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額		8,667	平成28年度実績
就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	目標値	11,500	個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標値の平均値

第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込量）の設定と確保のための方策

1. 訪問系サービス

（1 か月あたり）

サービス	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
居宅介護	21	479	23	527	26	591
身体障害者	8	280	9	315	10	350
知的障害者	4	64	4	64	5	80
精神障害者	7	91	8	104	9	117
障害児	2	44	2	44	2	44
重度訪問介護	1	120	1	120	1	120
身体障害者	1	120	1	120	1	120
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
同行援護	3	30	3	30	3	30
身体障害者	3	30	3	30	3	30
障害児	0	0	0	0	0	0
行動援護	2	20	2	20	2	20
知的障害者	1	10	1	10	1	10
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	1	10	1	10	1	10
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	0	0	0	0	0	0

見込量確保のための方策

- 障害のある人が地域生活を送れるように、障害福祉サービス等の内容について行政や相談支援事業所等で分かりやすい情報提供を行います。
- 障害特性に応じたサービス提供ができるよう相談支援事業所と連携し、地域自立支援協議会を通じて情報交換や学習機会を設け、サービス提供事業者の資質向上に努めます。

- 在宅生活を支援するため、訪問系サービスを適切に提供できるよう、事業所と連携しながらヘルパーの確保と質の向上に努めます。
- 難病等患者や医療的ケアの必要な重度障害者等の支援に対応できるよう、各機関が連携して支援体制を構築するとともに、事業者に対して各種研修等の情報提供を行います。
- 同行援護については、利用者の増加に対応できるよう、事業所とヘルパーの確保に努めます。

2. 短期入所

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
短期入所(福祉型)	9	27	9	27	9	27
身体障害者	2	4	2	4	2	4
知的障害者	5	20	5	20	5	20
精神障害者	1	2	1	2	1	2
障害児	1	1	1	1	1	1
短期入所(医療型)	1	2	1	2	1	2
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	0	0	0	0	0	0
精神障害者	0	0	0	0	0	0
障害児	1	2	1	2	1	2

見込量確保のための方策

- 近隣の施設との連携を図りながら、利用を希望する対象者に対しては、必要に応じた適切な情報提供を行います。
- 医療的ケアが必要な重度身体障害のある人も安心して利用できる事業所の情報収集に努め、相談者に対して適切な情報提供を行うように努めます。
- 精神障害者の受け入れ可能な事業者が少ないことから、近隣市町と連携を図り、サービス量の確保に努めます。

3. 日中活動系サービス

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	42	794	42	794	42	794
身体障害者	11	234	11	234	11	234
知的障害者	25	500	25	500	25	500
精神障害者	6	60	6	60	6	60
自立訓練	4	80	4	80	4	80
身体障害者	1	20	1	20	1	20
知的障害者	1	20	1	20	1	20
精神障害者	2	40	2	40	2	40
就労移行支援	7	140	8	160	9	180
身体障害者	0	0	0	0	0	0
知的障害者	4	80	4	80	4	80
精神障害者	3	60	4	80	5	100
就労継続支援A型	9	180	10	200	11	220
身体障害者	1	20	1	20	1	20
知的障害者	2	40	2	40	2	40
精神障害者	6	120	7	140	8	160
就労継続支援B型	29	580	31	620	33	660
身体障害者	5	100	5	100	5	100
知的障害者	14	280	15	300	16	320
精神障害者	10	200	11	220	12	240

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	人	人	人
就労定着支援	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1
療養介護	1	1	1

見込量確保のための方策

- 就労移行支援は、一般就労への移行を積極的に進めることとし、今後も利用が増加することを見込みます。就労継続支援A型、B型についても利用が増加していくことを見込みます。
- 障害が原因で在宅生活が長引き社会参加の機会の少ない方に対して、日中活動の場の情報提供を行います。
- 自立した社会生活を営むために必要な訓練が受けられるよう、支援します。
- 可能な限り一般就労に向けた取り組みを行うことを基本としながら、障害者本人の意向を踏まえて、就労系サービスの利用につながるよう適切な相談支援を行います。
- 利用者にとって魅力のある障害福祉サービスが提供できるよう、事業者への情報提供を行います。
- 就労定着支援については、近隣市町と連携し、事業所の確保に努めます。

4. 居住系サービス

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	人	人	人
共同生活援助(グループホーム)	14	18	22
身体障害者	2	2	2
知的障害者	9	12	15
精神障害者	3	4	5
施設入所支援	20	18	18
身体障害者	9	8	8
知的障害者	10	9	9
精神障害者	1	1	1
自立生活援助	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1

見込量確保のための方策

- 地域生活への移行を進めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域での生活の場を確保するため、共同生活援助（グループホーム）事業者へ建設費の一部補助等を行い、整備を促進します。
- 近隣市町所在のグループホームの情報収集に努めるとともに、グループホームの利用希望者に対して、適切に情報提供を行います。
- 自立生活援助については、近隣市町と連携し、事業所の確保に努めます。

5. 相談支援

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	人	人	人
計画相談支援	15	18	21
身体障害者	3	4	5
知的障害者	6	7	8
精神障害者	5	6	7
障害児	1	1	1
地域移行支援	2	3	2
身体障害者	0	1	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1
地域定着支援	2	2	2
身体障害者	0	0	0
知的障害者	1	1	1
精神障害者	1	1	1

見込量確保のための方策

- 障害福祉サービス利用希望者が、迅速にサービスの利用開始ができるように、相談支援事業者と連携してサービス等利用計画の適切な作成と質の向上に努めます。
- 相談員の確保とスキルアップを図り、対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援を積極的に活用し、施設入所者や長期入院者の地域生活を支援します。
- 地域移行・地域定着支援は、第4期計画では利用者がいなかったことから、関係機関への利用方法等の周知を図り、利用しやすい仕組みを検討します。

■ 主な障害福祉サービスの概要

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護	自宅等において、入浴、排泄、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
	同行援護	視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護を行います。
	行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。
	生活介護	障害者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護を行います。
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を行うため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方等に対して、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するときに必要なサービス等利用計画の作成と、定期的なモニタリングを行います。
	地域移行支援	施設等に入所している人に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談や支援を行います。

第4節 地域生活支援事業の充実

1. 相談支援事業

「障害者相談支援事業」では、障害福祉サービスの利用や日常生活での困りごとについて、障害者本人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことにより、自立した日常生活及び社会生活が送れるように総合的・継続的に支援します。

「障害者虐待防止センター」では、虐待通報や相談の窓口としての機能のほかに、障害者虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を行います。

「基幹相談支援センター」では、各相談支援事業所と連携を図りながら地域の中核的な相談支援の拠点として、3障害に対応した総合的な相談業務と、各相談支援事業所への助言等を行います。

「地域自立支援協議会」では、相談支援事業者をはじめとする地域の障害福祉関係機関が連携を図るとともに、広域的な視点で地域課題を解決するための協議を行います。また、地域会議においては、地域の課題解決に向けた関係機関の協議の場とともに、第5期豊能町障害福祉計画等の進捗管理も行います。

「住宅入居等支援事業」では、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居の際、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援を必要としている障害者について、入居に必要な調整等の支援、家主等への相談、助言等を行い、障害者の地域生活を支援します。

(設置数・実施の有無)

サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業(委託)	箇所	2	2	2
障害者虐待防止センター	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	実施有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	有
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無

見込量確保のための方策

- 相談支援事業所が中心となり、関係機関との連携を図るとともに、専門的な相談支援体制の確保に努めます。
- 基幹相談支援センターについては、平成 32 年度末までの設置に向けて、地域自立支援協議会や関係機関等と協議を行います。
- 住宅入居等支援事業については、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

2. 権利擁護支援事業

「成年後見制度利用支援事業」では、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、町が費用を負担することにより制度の利用を支援します。

「成年後見制度法人後見支援事業」では、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

(年間利用者数・実施の有無)

サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無

見込量確保のための方策

- 成年後見制度の周知を図るとともに、費用負担が困難なため制度の利用ができない方に対して情報提供を行い、制度の利用を支援します。
- 障害者の権利擁護のために必要な対策をとれるよう体制の強化を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズにより対応することとなるため、計画期間中の状況により事業実施の判断をします。

3. 意思疎通支援事業等

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通に支障がある障害者等に、当事者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、手話によるコミュニケーションを保障するうえで必要となる手話通訳者等を確保するため、その基礎となる奉仕員養成研修を実施します。

(年間)

サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業(実利用見込者数)	人	4	4	4
要約筆記者派遣事業(実利用見込者数)	人	2	2	2
手話通訳者設置事業(実設置者数)	箇所	1	1	1
手話奉仕員養成研修(研修修了者数)	人	5	5	5

見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう他市町との連携を図ります。

4. 日常生活用具給付事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等によって、日常生活の便宜を図ります。

(年間給付件数)

サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	6
排泄管理支援用具	件	390	400	410
住宅改修費	件	1	1	1

見込量確保のための方策

- 給付を希望する方に対して適切に情報提供を行います。

5. 移動支援

屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。1名の障害児・者に対して、ガイドヘルパー1名が支援する個別支援型により実施します。

(年間実利用者数・年間利用時間数)

サービス	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人	時間	人	時間	人	時間
移動支援事業(個別支援型)	16	1,110	17	1,165	18	1,220
身体障害者	7	490	7	490	7	490
知的障害者	4	220	5	275	6	330
精神障害者	2	100	2	100	2	100
障害児	3	300	3	300	3	300

見込量確保のための方策

- 利用者の増加に対応できるよう事業者やガイドヘルパーの確保を図るとともに、制度の適切な運営に努めます。

6. 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う通所型施設として、地域生活を支援します。

(年間)

サービス		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基礎的事業		箇所	1	1	1
実利用者数		人	15	16	17
機能強化事業	I 型	箇所	1	1	1
	II 型	箇所	0	0	0
	III 型	箇所	0	0	0

見込量確保のための方策

- 今後、利用者のニーズ、事業者の意向等調整を図り、町内での設置について検討します。

7. その他事業

「理解促進・研修啓発事業」においては、障害者等の理解を深めるための研修・啓発等を通じて地域住民への働きかけを強化します。

「自発的活動支援事業」においては、障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去することを目的として自発的に行う活動に対して補助を行います。

「点字・声の広報等発行事業」においては、町広報誌の記事を読み上げて録音し、視覚障害のある希望者に配布します。

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」においては、障害児者を対象としたスポーツ教室等を開催します。

「訪問入浴サービス事業」においては、一般住宅の浴槽を使用しての入浴が困難な重度身体障害者等に対して、自宅等へ浴槽を搬入して行う訪問入浴サービスを行います。

「日中一時支援事業」においては、昼の時間帯に障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

「障害者自動車運転免許取得助成事業」においては、障害者が運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

「身体障害者自動車改造助成事業」においては、身体障害者が運転条件を満たすために必要となる自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(実施の有無、年間実利用者数)

サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進・研修啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
点字・声の広報等発行事業	実施有無	有	有	有
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施有無	有	有	有
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2
日中一時支援事業	人	1	1	1
障害者自動車運転免許取得助成事業	人	1	1	1
身体障害者自動車改造助成事業	人	2	2	2

見込量確保のための方策

- 各事業については、適切にサービスが利用できるよう、情報提供に努めます。

第7章 障害児支援サービスの見込量と確保のための方策（障害児福祉計画）

第1節 第1期障害児福祉計画の概要

1. 計画の方向性

児童福祉法の趣旨を踏まえ、すべての児童の心身の健やかな成長や発達、その自立が図られるとともに、サービスを適切に提供できるよう、以下の2点を障害児福祉計画の方向性とします。

(1)	障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
------------	--------------------------------

障害の疑いがある段階から身近な地域で必要な支援を提供できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、大阪府等の支援等を通じて格差のないサービスを提供します。

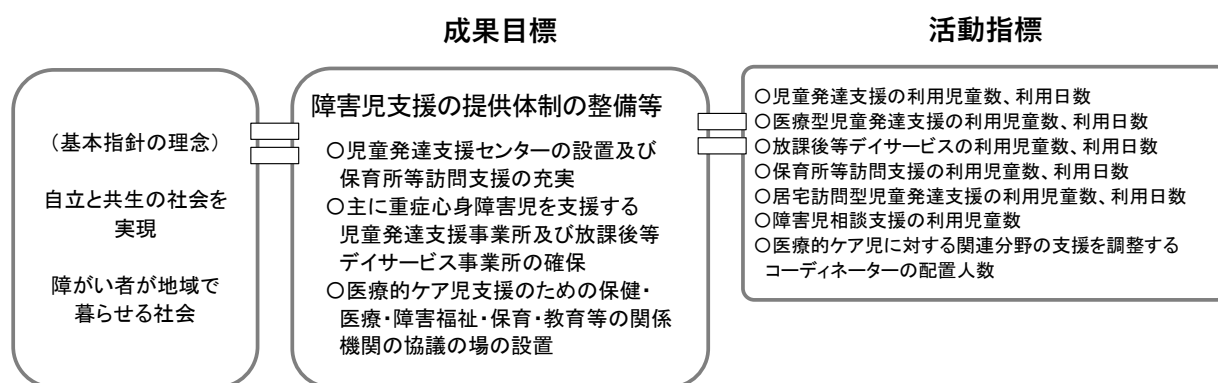
(2)	障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できる環境の整備
------------	--

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、障害児支援の利用によって地域の保育、教育等の支援を受けられる環境を整備するとともに、障害のある子どもが、子ども・子育て支援事業計画に定める事業を受けられる体制を整備します。

第2節 成果目標の設定

第1期障害児福祉計画においては、平成32年度を目標年度として、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30年度から平成32年度までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定し、その見込量の確保のための方策を明らかにすることが必要とされています。

■ 成果目標と活動指標の関係



第1期豊能町障害児福祉計画においては、国の基本指針及び大阪府障がい福祉計画の基本的な考え方を踏まえ、次の3点を成果目標とします。

成果目標

1. 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築
 - ①児童発達支援センターの設置
 - ②保育所等訪問支援の充実
2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

1. 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 児童発達支援センターの設置

【国】

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても構わないとされています。

【府】

国基準に沿った目標設定とし、市町村においては、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置することを基本として目標を設定することとしています。また、設置される児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援が実施されるよう努めることとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、大阪府や近隣市町との情報交換を踏まえて、平成 32 年度末までの設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。

② 保育所等訪問支援の充実

【国】

各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

【府】

国基準に沿った目標設定とし、市町村においては、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として目標を設定することとしています。その際には、児童発達支援センターの設置の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努めることとしています。

【町】

現在、町においては、近隣市町の保育所等訪問支援事業所と連携を図りながら、サービスを利用できるよう努めています。

児童発達支援センターの設置の目標とも連動しながら、サービス提供体制の充実を図ります。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

【国】

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とし、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても構わないとしています。

【府】

大阪府では、府内の重症心身障害児の数が約 2,400 人であることを把握していることから、これを参考にして示された必要整備箇所数を、各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、市町村ごとに目標を設定することとしています。

なお、市町村単独での確保が困難な場合、圏域での確保であっても構わないとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、地域自立支援協議会等の場での協議や、近隣市町との情報交換を踏まえて、圏域において少なくとも 1 か所ずつ確保することを目標とします。

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国】

平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。

【府】

国基準に沿った目標設定とし、市町村においては、平成 30 年度末までに、これまで大阪府と市町村で構築してきた重症心身障害児者地域ケアシステムを活用すること等により、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することを目標として設定することとしています。

【町】

上記の方針を踏まえ、平成 30 年度末までの設置に向け、地域自立支援協議会等の場において検討を行います。

また、当該協議の場の設置に際しては、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも 1 名配置することとします。

第3節 障害児支援サービスの見込量の設定と確保のための方策

1. 障害児支援サービス

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	8	40	9	45	10	50
医療型児童発達支援	2	16	2	16	2	16
放課後等デイサービス	14	84	15	90	16	96

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	回	回	回
保育所等訪問支援	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1

(1 か月あたり)

サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	人	人	人
障害児相談支援	4	4	4

見込量確保のための方策

- 近隣事業所との連携を図りながら、利用を希望する方に対して情報提供を行うように努めます。
- 相談支援事業所と連携を図りながら、障害児支援サービス利用希望者が、迅速にサービスの利用開始ができるように努めます。

■ 主な障害児支援サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを利用するすべての障害児を対象に、相談支援専門員が各サービスの利用計画の作成及び利用状況の検証、計画の見直しを行います。

第4節 子ども・子育て支援事業の見込量とその提供体制

1. 幼稚園及び認定こども園の確保内容及びその実施時期

(年間)

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定)	116 人	115 人
ニーズ量(2号認定)	9 人	9 人
ニーズ量 計 ①	125 人	124 人
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所
提供量 ②	260 人	260 人
過不足 (②-①)	135 人	136 人

2. 保育所及び認定こども園等の確保内容及びその実施時期

(年間)

		平成 30 年度	平成 31 年度
3 歳～5 歳			
ニーズ量(2号認定) ①		90 人	89 人
0 歳～2 歳			
ニーズ量(3号認定) ①	0 歳	13 人	12 人
	1・2 歳	51 人	49 人
実施箇所数(確保方策)		2 箇所	2 箇所
提供量(既存) ②	3～5 歳	94 人	94 人
	0 歳	14 人	14 人
	1・2 歳	52 人	52 人
過不足 (②-①)	3～5 歳	4 人	5 人
	0 歳	1 人	2 人
	1・2 歳	1 人	3 人

3. 時間外保育事業

(年間)

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	65 人	63 人
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所
提供量	65 人	63 人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	0 人	0 人

4. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（1～3 年生）	79 人	74 人
ニーズ量（4～6 年生）	55 人	51 人
合計	134 人	125 人
実施箇所数（確保方策）	3 箇所	3 箇所
提供量	150 人	150 人
過不足（提供量 - ニーズ量）	16 人	25 人

5. 子育て短期支援事業

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	14 人日	14 人日
実施箇所数（確保方策）	1 箇所	1 箇所
提供量	14 人日	14 人日
過不足（提供量 - ニーズ量）	0 人日	0 人日

6. 地域子育て支援拠点事業

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	2,386 人回	2,277 人回
実施箇所数（確保方策）	3 箇所	3 箇所
提供量	2,386 人回	2,277 人回
過不足（提供量 - ニーズ量）	0 人回	0 人回

7. 一時預かり事業

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（幼稚園）	2,053 人日	2,035 人日
ニーズ量（2 号認定の幼稚園の定期的利用）	1,980 人日	1,980 人日
合計	4,033 人日	4,015 人日
実施箇所数（確保方策）	2 箇所	2 箇所
提供量（幼稚園）	4,033 人日	4,015 人日
過不足（提供量 - ニーズ量）	0 人日	0 人日

■ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1,667 人日	1,621 人日
実施箇所数（確保方策）	3 箇所	3 箇所
提供量	1,667 人日	1,621 人日
過不足（提供量 - ニーズ量）	0 人日	0 人日

8. 乳児家庭全戸訪問事業

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	52 人	50 人
実施体制（確保方策）	必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。	
提供量	52 人	50 人
過不足（提供量 - ニーズ量）	0 人	0 人

9. 養育支援訪問事業等

（年間）

	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	2 人	2 人
実施体制（確保方策）	相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図ります。	
提供量	2 人	2 人
過不足（提供量 - ニーズ量）	0 人	0 人

第5節 子ども・子育て支援事業計画との連携

地域共生社会を推進するにあたっては、障害のある子どもも、障害のない子どもも、共に地域の中で成長できる環境を整えることが重要です。そのため、障害のある子どもの、子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握するとともに、その提供体制の整備に努める必要があります。

子ども・子育て支援事業の利用ニーズの把握や利用量の見込は、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」で定めていますが、現在、当該計画では障害児におけるニーズの把握はされていません。また、計画期間も平成31年度までとなっています。

そのため、第1期障害児福祉計画におけるPDCAサイクルを運用するなかで、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、国や府、町の関係部署、関係機関と連携・調整しながら、今後、この計画期間中の各年度における障害のある子どもの、子ども・子育て支援等の利用実績を把握することに努めます。

第8章 施策の推進体制

1. 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、労働、生活環境等、広範な分野の連携を図るとともに、大阪府等の関係機関との密接な連携のもと、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、特に広域的な基盤整備等が必要な施策については、豊能北圏域（池田市、豊能町、能勢町、箕面市）内での情報交換や連携を密にして、効果的・効率的な体制整備に努めます。

2. 推進体制の整備

豊能町・能勢町地域自立支援協議会に参画する関係団体や障害福祉サービス事業所等との連携強化に努め、施策の内容や実施方法について意見交換を行うことにより、本計画を具体化し、施策の継続的な発展を図ります。

また、同会議において計画の進捗状況を点検・評価して、進行管理を行い、さらなる施策の向上を目指します。

3. 町民参加のまちづくりの促進

国における障害者施策の展開と、これに伴う法制度や施策の変更については速やかに情報提供を行い、適切なサービスの提供体制の整備に努めます。

第9章 資料集

1. とよのいきいきほほえみプランの策定経過

	開催日	案件
第1回	平成 29 年 7 月 11 日(火)	・委員長、副委員長の選任について ・障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の概要について ・計画策定に係るアンケートについて ・策定スケジュールについて
第2回	平成 29 年 10 月 2 日(月)	・現行計画の点検結果・アンケート等による課題の確認について ・計画の骨子について
第3回	平成 29 年 12 月 26 日(火)	・計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
第4回	平成 30 年 2 月 27 日(火)	・パブリックコメントの実施結果について ・計画の最終案について

2. 豊能町障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附属機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担回事務の細目)

第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) その他前3号の計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者
- (4) 公募による町の住民
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活福祉部福祉課又は教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成29年3月30日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3. 豊能町障害者計画等策定委員会名簿

委嘱機関：平成 29 年 7 月 11 日～平成 30 年 3 月 31 日

所属及び役職等は、委嘱日（平成 29 年 7 月 11 日）時点のものです。

（敬称略、順不同）

氏名	所属	区分
◎梓川 一	関西学院大学人間福祉学部 准教授	学識経験者
小川 定男	池田市医師会 代表	
島 悠紀夫	豊能町精神障害者家族会さずな 会長	障害者団体
三澤 由美子	豊能町肢体不自由児者父母の会 代表	
○向井 勝	社会福祉法人豊能町社会福祉協議会 会長	保健・医療・福祉事業者
宮野 生代	豊能町民生委員児童員協議会 会長	
前田 佳則	社会福祉法人北摂信愛園 とよの障害者支援センター「まーぶる」管理者	
高橋 基樹	社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 福祉相談くすのき 所長	
小林 修	社会福祉法人豊悠福祉会 施設長 （豊悠福祉会 ひまわり）	
野田 美紗子	社会福祉法人てしま福祉会 理事長 （精神障害者地域活動支援センター 咲笑）	
片瀬 真由美	社会福祉法人北摂福祉会 第2わとと 管理責任者	
坪井 理絵子	豊能町立たんぼぼの家 施設長	
山崎 かをる	公募委員	住民委員
新井 和治	大阪労働局池田公共職業安定所 専門援助部門統括職業指導官	関係行政機関
金田一 尚元	大阪府池田保健所地域保健課参事兼地域保健課長	
中島 淳	大阪府池田子ども家庭センター育成支援課 総括主査	
南 正好	豊能町教育委員会 教育次長	町職員
上浦 登	豊能町生活福祉部 部長	

（◎委員長、○副委員長）

4. 用語説明

【あ行】

- ・医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。

- ・インクルーシブ教育

一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある人と障害のない人が可能な限り共に学ぶ仕組み。

【か行】

- ・基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となる環境整備。障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。

- ・高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

【さ行】

- ・児童発達支援センター

通所により障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としての機能に加えて、専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う地域の中核的な療育支援施設。

- ・自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。

- ・障害者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

- ・ 自立支援医療
心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
- ・ 人権擁護委員
人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしたりしている民間ボランティア。法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置される。
- ・ 成年後見制度
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【た行】

- ・ 地域共生社会
社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
- ・ 地域生活支援拠点等
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
- ・ 特別支援教育
障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- ・ 特別支援コーディネーター
特別支援教育を行うにあたって、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担うもの。

【な行】

- ・難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。

【は行】

- ・発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

- ・バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、バリアフリーは、障害のある人等が生活するうえで妨げとなる障壁を取り去った状態のことを表す。物理的な障壁だけではなく、人々の意識の問題等も含めて用いられる。

- ・福祉有償運送

NPOや社会福祉法人などの非営利法人等が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

- ・法定雇用率

従業員数が一定以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の雇用の割合が法律で義務付けられており、その割合を指す。

【ま行】

- ・民生委員児童委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

- ・ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって、快適な環境をデザインすること。

【ら行】

- ・療育

1951年肢体不自由の父といわれる高木憲次が唱えた言葉であり、「療」は医療を「育」は養育または保育を意味し、医学的治療と教育その他の科学を動員して障害児の残存能力や可能性を開発しようという主張であった。児童福祉法では療育の指導等の規定があり、福祉の措置である。障害の早期発見、早期治療によりその障害の治癒または軽減を図ることを目的としている。

とよの いきいき ほほえみ プラン

第4期 豊能町障害者計画

第5期 豊能町障害福祉計画

第1期 豊能町障害児福祉計画

発 行 平成30年3月

発行者 豊能町 生活福祉部 福祉課

豊能町 教育委員会 教育総務課

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414番地の1

T E L : 072-739-0001 (代表) F A X : 072-739-1980
